

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第80号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） おはようございます。

それでは、議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の16から24ページ、条例改正関係等説明資料の22から30ページをお願いいたします。

下田市景観まちづくり条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関する貴重な資源が数多くあります。その中で、市民が誇りに思い、次代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものが下田まち遺産であり、市民共有の財産となっております。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たにつくり出し、未来に生かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらします。

そこで、下田に携わる私たちすべてが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を生かした景観まちづくりを推進するため、条例を制定するものでございます。

第1条は、目的を定めております。景観法の施行に関し必要な事項及び下田まち遺産を未来につなげていくために必要な事項を定めることにより、下田市を市民にとって愛着と誇りの持てる美しく魅力あるまちとすることを目的としております。

第2条は、用語の定義を定めております。第1号の下田認定まち遺産から第5号の景観重

点地区まで定めております。

第3条は、基本理念を定めております。

第4条は、市民及び事業者の権利と責務を定めております。第1項が、市民の権利と責務、第2項が事業者の権利と責務でございます。

第5条は、市の責務を定めております。

第6条は、まちづくりは市民と一体となつてとり行わなければなりませんので、協働の促進について定めております。

第7条は、下田まち遺産の認定・登録制度について定めております。景観まちづくりのキーワードとしております下田まち遺産は、市民から公募し、景観まちづくり市民会議の意見を聞き、市民等の参加のもとで認定することを第1項で定め、第2項は、所有者等の同意を得たものの登録について定めております。認定の条件等、認定、登録に必要な事項を下田まち遺産認定・登録要綱で定める予定でございます。

第8条は、登録まち遺産の現状変更や認定または登録の解除について定めており、認定または登録の解除するときは、景観まちづくり市民会議の意見を聞くこととしております。

第9条は、認定まち遺産または登録まち遺産の維持管理や保全活用について定めております。

第10条は、市民が主体となつて進めるための身近な景観まちづくり制度について定めております。具体的には、近所3軒以上で行うまちなみ看板協定、まちなみ緑花づくり協定を考へており、協定に関する必要な事項を身近な景観まちづくり協定要領で定める予定でございます。

第11条は、景観まちづくり市民会議の設置についてで、市民主体の景観まちづくりを推進するための組織として景観まちづくり市民会議を設置するもので、市民会議の所掌事項は、下田まち遺産の認定及び登録に関すること等でございます。

市民会議に関する必要な事項は、規則で定める予定でございます。

景観計画案及び条例案作成に当たり、平成19年に景観づくり市民会議を設置しております。この会議の市外委員を除いた市内委員を中心に設置することで、新たな市民会議を円滑に進めることができると考えております。

第12条、第13条、第14条は、景観まちづくりを支援する制度についてで、制度としまして、景観まちづくり人材バンク制度、下田らしい素材バンク制度、景観まちづくり地域貢献登録制度、この制度は財源確保の制度でございます。景観まちづくり推進組織、表彰、助成制度

を予定しております。

これらの制度に関する必要な事項は、景観まちづくりを支える制度要綱で定める予定でございます。また、助成につきましては、必要な事項を景観まちづくり助成金交付規程で定める予定でございます。

助成の概略としまして、登録まち遺産のうち歴史的建造物の簡易修繕、登録まち遺産のうち歴史的建造物の保全活用、登録まち遺産のうちその他のまち遺産の維持管理、まちなみ看板協定、まちなみ緑花づくり協定、重点地区における助成基準に適合した建築物、景観推進組織の活動等に係る費用の助成を考えております。

ここまでが下田市独自の制度となります。次からが景観法に基づくものでございます。

第15条は、景観計画の策定についてで、第2項で区域を全域とし、第3項で景観誘導ゾーン、景観重点地区について定めております。景観誘導ゾーンの区域につきましては、規則で定めております。景観重点地区は存在しませんが、ペリーロード沿道地区が候補地区で、現在地区の方々と重点地区に向けての協議を進めております。

第16条は、景観計画の策定、変更の手續についてで、市民の意見を求めるとともに、景観まちづくり審議会の意見を聞かなければならないとしております。

第17条は、届け出対象行為についてで、景観法では建築物の新築等、工作物の新設等、開発行為は届け出が必要で、その他必要であれば条例で定めることとなっておりますので、下田市は土石の採取等を定めております。

第18条は、届け出の対象外となる行為についてで、景観法では届け出除外は条例で定めることとなっておりますので、届け出が必要な建築物の新築等、工作物の新設等、開発行為の届け出除外の規模を定めております。したがって、建築物の新築等の場合には、第1項第1号で、市内全域において高さが13メートルを超えるか、延べ床面積が500平米を超える場合、第2号で、景観誘導ゾーンにおいては高さが10メートルを超えるか、延べ床面積が300平米を超える場合、第3号で、重点地区においては延べ床面積10平米を超える場合が届け出対象となります。

工作物と開発行為は別表で定めております。

第19条は、建築物・工作物の形態意匠 形態意匠といいますが少しわかりづらいんですけども、形、デザインとか色彩、そういった意味合いでとらえてください の変更命令等の対象行為について、景観法では変更命令等の対象行為を特定届け出対象行為として条例で定めることとなっておりますので、ここで定めております。届け出が必要な建築物、工作

物の新築等は、形態意匠の変更命令等の対象となります。

第20条は、事前相談等についてで、建築物の新築等または工作物の新設等の行為者は、できる限り事前に調整を図りたいと考えております。状況により地元説明会の開催を第3項で定めており、説明会に関する必要な事項を景観法届出行為に関する説明会開催要領で定める予定でございます。

第21条は、景観配慮事項取組書の届け出についてで、市全体で景観への配慮、景観意識の啓発等のため、届け出対象以外の延べ床面積10平米を超える建築物の新築等は、景観配慮事項取組書を提出していただきます。

行為着手までの手続の流れにつきましては、計画書の22ページに記載してありますので、後ほどご覧ください。

第22条は、景観まちづくり審議会の設置についてで、審議会は、景観計画の策定または変更、行為の届け出に対する勧告や命令に関すること等で、重要事項を審議していただきます。委員は、景観まちづくり市民会議の代表、都市計画審議会代表、その他景観まちづくりに識見を有する方を考えております。

審議会に関する必要な事項は、規則で定める予定でございます。

第23条は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定しようとする場合の手続について定めております。

第24条は、勧告に従わない者の公表について定めております。

第25条は、委任事項です。

附則の1でございますが、この条例の市民や建築士等への周知期間、建設課の準備期間を考慮し、平成22年7月1日から施行するものでございます。

附則の2は、お手元の景観計画（案）は、新たに設置されます景観まちづくり審議会の意見を聞いたものとするものでございます。

また、景観計画（案）につきましては、この景観条例にご理解をいただき、条例と同時に告示し、景観計画としたいと考えております。

景観計画、景観まちづくり条例は、市民とともに3年間議論をし、下田市の将来を見据えてまとめてきたものでございます。ご理解とご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 数点まとめてお伺いします。

条文に沿ってやっていきますので、まず4条の2項からお伺いしていきます。4条の2項のこの当事者の定義、これをお伺いしたいです。この条項によって、経済活動、自由な事業活動を阻害するおそれがないかどうか。

5条の2項、公共施設の整備、管理、活用を積極的にと書かれているわけですが、この施設はどの施設が想定されているのか。

12条の1項、素材の保全、活用を図るための制度の創設、具体的にどのような制度なのかということです。

14条、財政的支援の基準、財政的支援を審議会に諮る意味合いは何か。

20条の2項、こちらにも経済活動等を阻害しないか。

20条の3項、説明会の開催要請はだれにするのか。開催方法や、その経費の負担はどこなのか。

20条の4項、審議会が公平・公正な判断ができるのか。また、自由な経済活動を阻害することにならないか。

21条、景観に配慮する事項を書面に記載とあるが、どのような形式なのか。そして、これに反した場合の対応はどのようにしていくのか。

24条、事実を公表ということになっていますけれども、これは罰則としての意味合いがあるかと思うんですけれども、この公表の方法はどのように考えているのか。このような方法で法の執行が担保できるのかということ。

それから、区域内で1カ所でも反したところがあると、エリアとしての保全がなかなか難しくなるのではないかと思います、そのあたりの対応はどう考えているのか。

以上です。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） すいません。質問の内容が大変多いので、もし漏れがあるようでしたらご指摘のほうよろしく願いいたします。

1点目の事業者の定義の関係ですが、市民以外に市の内外を問わず、市内で事業活動をする方を定義づけて考えております。

その中で、自由な事業活動、経済活動が阻害されるのではないかとということですが、我々の計画の中では、基準を見ていただくとわかると思うんですが、比較的緩やかな

制限といいますか規制になっていますので、そのような一応私のほうは阻害するような考えは余りないのではないかと考えています。逆に、こういったことをすることによって下田市の魅力が高まって、逆により意味での効果に出てくるんじゃないかと、そのように考えております。

それから、2点目の公共施設等でございますけれども、現時点では計画書の中にも出てきますけれども、景観重要公共施設という位置づけがございます。現時点では、県道の下田港線、都市計画街路の下田港横枕線を静岡県と協議しましてそういう施設に位置づけています。ですので、そちらについては一定の配慮がされてくると。我々のほうとすると、下田公園、それからペリーロード地区を重点地区にすることで協議を進めておりますので、ペリーロードの沿道の市道について一定の配慮をしていかなければというふうに考えております。

それから、3点目の素材等のことですけれども、条例の中でも少し説明しましたけれども、素材バンクの制度ということで、現時点では特に旧町内において伊豆石、そういった文化のことが問われておりますので、そういったものを制度化して素材バンク制度という形で、いつこういったところで解体があるよとか、前もって必要な方は登録しておくとか、情報交換といいますか、そういったことがメインになるかと思っておりますけれども、そういった制度を考えております。

次に、支援の財政的な関係ですけれども、先ほども触れましたけれども、助成金の交付規定、現時点でございます歴史的建造物の保存事業の中で200万円の助成制度がございます。それを基盤としましていろいろな制度を、ちょっと今ここではうまく説明できませんけれども、そういったことの中でしっかりと規定を設けて制度をつくっていきたいと考えています。

それから、その制度をなぜまちづくり景観審議会にかけるんだというお話ですけれども、助成制度そのものすべてを審議会にかける予定はしておりません。1点だけ、その歴史的建造物の保存、活用について審議会にかける予定であります。なぜこれだけなのかといいますと、保全、活用になりますと、内容がちょっと高度なものに、技術的なものとかいろいろなものが高度になってくると想定しています。我々のほうも、助成事業の中では一番高度の助成をしようと考えています。ですので、その分については審議会のほうでいろいろな技術的なアドバイスとか意見とか、そういったものを求めるのが望ましいのではないかとということで、その分だけ審議会にかける予定であります。

いろいろなところで何カ所か経済活動とかいろいろな阻害ということがちょっと出たかと思っておりますけれども、それにつきましては最初のところで述べたように、緩やかな規制という

ことで、逆にその魅力を高めることによって逆の効果を期待しておりますので、そちらの部分につきましてはそこでということをお願いいたします。

説明会の関係ですけれども、説明会につきましては当然申請者 行為者ですよね。申請者イコール行為者ですから に説明会の開催を求めます。それらにつきましても、先ほど開催要領で細かく定めたいというふうに申しておりますけれども、必要な経費は当然申請者なんですけれども、会場等は我々のほうで準備をしなければいけないのかなというふうには考えておりますけれども。

審議会の件ですけれども、正しい判断ができるのかということですが、当然それぞれの識見を持った方々ですので、正しい判断をと考えておりますけれども、いろいろな中で我々のほうでまだ初めての試みの中で、事例といいますか、ガイドラインといいますか、そういったものがしっかりしておりませんので、それらを早めに事例をたくさん集めてそういう適正な判断ができるようなサポートをしなければいけないのかなと。当然、担当者の判断もそうなんですけれども、そういったものができるだけ早くにガイドライン等を整理しなければいけないと考えております。

景観配慮事業の取組書のことですけれども、取組書そのものは、手元に用紙がないのであれなんですけれども、簡単なものです。高さについてどのような配慮をされましたとか、形態意匠のこと、素材から配置について簡単な、私何でもよいので、何か取り組んだ事例があれば、それを配慮した事項があれば、それを届けていただくというような非常に簡単なものになっています。ちょっと手元にその取組書の様式がないもので、ちょっとわかりづらいかもしれませんが。

罰則と公表の関係ですけれども、一応我々の段階では現時点ではないだろうとは思っているんですけれども、あった場合にはホームページとか広報、下田市の機関紙の中での公表を考えております。

最後に、まとめ的に、このような条例の中で適当な執行ができるのかというふうなご質問ですけれども、下田市の入り口の段階では、この願望的な条例になりますけれども、これで入り口の段階ではよいのかなと考えています。また、これに一部従わなかった場合に、全体そのものがだめになるのではないかなというようなこともあったかと思っておりますけれども、決して好ましい状況ではないと思っておりますけれども、それそのもので景観誘導ゾーン全体がだめになるとか、あるいはこれから設置しようとしています重点地区そのものがだめになってしまうとか、そのようなことではないと思っておりますけれども、そのようなことのないように取り

組んではいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 大体わかりました。言わんとしていることはわかりました。

この5条の関係なんですけれども、景観重点公共施設、ここが課長の説明ですと、下田公園、ペリーロード、そのあたりだということでしたけれども、公共施設ですから、具体的にどこになるのかをお答えいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 今のご質問の中で、下田公園とペリーロードの市道のどこかということのご質問ですか。下田公園全体を指していますし、ペリーロード沿道については沿道の河川沿いの市道といったほうがわかりやすいのかもしれないですけれども、ペリーロードそのものと言ったほうがわかりやすいのかもしれませんが、その全体を指しますので、今その中のどこをどうこうするかというまでのポイント的にどこをどうするというものは持っていませんので、その全体をこれからその地区として一定の配慮をしていかなければいけないということですが、お答えになっていますかね。

議長（増田 清君） 7番、3回目です。

7番（田坂富代君） じゃ、ほかにもいろいろお聞きしたいところがありますけれども、このところだけで終わらせようかと思っています。

具体的に、この条文を見ますと5条ですよ。公共施設の言っているのは、じゃ具体的に建物はどうかという話をお伺いしているのであって、市の公共施設となった澤村邸はどうかと。そこのところを1点お伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） ここで言っています私のほうの先ほどの答弁は、澤村邸は入っておりません。道路施設そのもの、公園施設そのものですが、ちょうど澤村邸につきましてはいろいろと今現在有効利用、地域に合ったペリーロードがいかに魅力的になるのか、あるいはその全体が魅力的になるのかということで議論をされてはおりますけれども、ちょっと細かいことのご答弁は私のほうではできませんけれども、議論はしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第80号議案は、産業厚生委員会に付託します。

議第81号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案件名簿25ページをご覧ください。

議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、家電リサイクルに係る指定引き取り場所の変更に伴い、持ち込み手数料の額を変更するものでございます。

この家電リサイクルとは、特定家電用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき廃棄物の原料と有用な部品、素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、家庭用機器のリサイクルを促進する法律のことでございます。

この家電リサイクル法において、廃家電4品目と呼ばれる機器は、基本的には小売店がこれを引き取る義務があります。これを引き取った小売店は、国が指定する指定引き取り場所へ運搬することになっております。この小売店が引き取らなければならない廃家電は、過去に自ら販売した製品と買いかえに伴い不用になった下取り廃家電でございます。

しかし、この廃家電には、小売店が引き取る義務のない、小売店で買った家電ではない、またあるいは買い替えではないが、廃家電として引き取ってもらいたいと、こういうケースがあるわけでございます。これにつきましては、自ら運搬するか、あるいは収集運搬許可業者へ委託することになりますが、下田市ではこれによらないで、不法投棄に連動することも想定した中で市民の利便性も考慮して、郵便局でリサイクル券を購入していただき、持ち込み手数料徴収後、これを指定引き取り場所へ運搬しているところでございます。

この指定引き取り場所は、全国で379カ所指定されておりまして、この周辺では一番近いところは従来伊東市内でございました。しかし、本年10月1日より松崎町内に新たな引き取り場所の指定がなされまして、今後は当該引き取り場所へ運搬することになるため、今回引き取り場所の変更に伴い、運搬機器として収集している清掃センターへの特定廃家電の持込手数料の額を変更、改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の31ページ、32ページをお開きください。

奇数ページが改正前、偶数ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

この別表第1（第8条関係）とは、廃棄物の収集、持ち込み手数料の徴収の規定でございます。表中、取り扱い区分において、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に定める機械機器で、ユニット型エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機が表示されております。持ち込み手数料を算定した結果、ユニット型エアコンディショナー1台につき改正前1,500円を改正後700円、テレビジョン受信機は1台につき1,000円を500円、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫1台につき2,000円を900円、電気洗濯機及び衣類乾燥機1台につき1,000円を改正後500円とするものです。

なお、改正後の金額につきましては、11月26日開催されました公共料金審議会にお諮りいたしました。12月1日付答申をいただいたところでございます。この改正後金額の算定は、松崎町内の指定引き取り場所へ2トントラックに積み込み運搬する経費を積み込み可能なおのこの廃家電台数で除した金額としております。また、トラック1台におのこの積み込み可能な台数は、エアコンが19台、テレビ28台、冷蔵庫14台、洗濯機28台として算出しております。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、26ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成22年1月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁でございますが、議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 松崎に指定の集積所ができたということで、大変便利になってよかったかと思うんですが、そうしますと、この仕事に携わるのは下田市と、あとどういうところが関係をするようになるのかと。状況は変わらないのかと。市内の運搬業者がどういうところがあるのかという点についてお尋ねしたい。その業者と下田市でやる、運搬してくれる関係というんでしょうか。料金体系を含めた関係は変わりがないのか、どういう形が想定されるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） この松崎に運搬する形態でございます。先ほどご説明のところちょっと触れましたけれども、要するに小売店が1つあります。それから、収集運搬許可業者、これは下田市と、また持っていく松崎町のほうの許可をとったそういう業者になります。それで、金額につきましては、小売店以外、一般廃棄物の収集運搬業者、また下田市、これから今手数料を今審議していただいておりますこの手数料に沿った運搬賃で収集運搬業者も運搬するということになりますでよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 小売店が、なかなかちっちゃな小売店は1台持っていくとか、2台持っていくことが大変だというような状況があるかと思います。ですから、恐らく小売店は協同組合といいますか、1つの団体をつくってやっているんじゃないかという気もするんですけども、個々の小売店が引き受けて、ここに松崎まで、あるいは今まで伊東まで持っていったのかということと、ここら辺の小売店への援助、利便性といいますか、そういうものはどうなっているのかということと、収集運搬業者は、そうしますと、下田だけの収集運搬業者が下田のものについてはかかわるということになるのかという点と、何業者あるのかという点をお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 伊東よりも、大体伊東が50キロなんです。それで、往復100キロになるんですが、松崎は今回測ってみますと26キロで、往復52キロという状況の中で、小売店の運搬する負担といいますか、そういう部分では軽減されてくるというふうにとらえておりまして、より小売店のおのものが運搬するには利便性が高まってきたというふうにとらえておりまして、私としては小売店いろいろ、私たちがどうこうという部分もないんです

けれども、この法にのっとっていただいていると思いますが、より個々の小売店が運搬するというケースが増えてくるというふうには思っています。

また、それに対する助成ということですが、そういう助成はありません。

運搬する業者、下田の出たものをほかの町村の業者が運ぶのかということはありません。でございます、要するに一般廃棄物の許可業者が運ぶ場合のことでございますけれども。それで、まだこれからこの議決された後にはまた松崎ということのほうが有利なわけでございますので、その市内業者、許可業者4業者ありますけれども、その業者が松崎町と許可をとってやるようになりますので、今何社かということにはちょっと言えないと。とった後にこういう法にのっとった行為が行われるわけでございますので、一応伊東の場合は今たしか2業者がとって運搬しているという状況もあります。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ちょっと法的な確認をさせていただきたいと思いますが、家電4品目の運送は、あくまで一般廃棄物ではなくて家電として運送する。家電4品目のリサイクル法に基づいて運搬するということになりますか。それとも、市が行うものは一般廃棄物として扱う運送になるのでしょうか。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 法的には2通りでこの処理していく流れがございます。だから、家電リサイクル法にのっとって処理していく流れの中で小売店はいくわけですが、それ以外に、この収集運搬の許可をとって行う流れの中では、運搬という面で見れば、廃掃法の中でこの処理を、処理じゃなくて運搬という部分でございますけれども、とらえていただければというふうに思います。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうですね。今廃掃法に基づいてこの条例も制定され、その条例の中で手数料も決められているわけですから、そういう流れの中で運搬はしていくということでございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第81号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第82号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、議案書の27ページをお願いいたします。

議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正をするためでございます。

説明のほうは、説明資料のほうでご覧いただきたいと思います。説明資料の33ページからご覧いただきたいと思います。

アンダーラインの部分が改正の部分でございます。

最初に、条項、条文の整理になりますけれども、説明資料の37、38ページをご覧ください。

附則第12項を附則第14項とし、附則第9項から第11号までを2項ずつ繰り下げ、35、36ページのほうに戻っていただきまして、附則第8項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第10項とし、附則第7項を附則第9項とし、附則第6項の見出しを削り、同項中前項を附則第6項に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

加える1項は、第7項になります。36ページの一番上になりますが、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、第7項、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

これは、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算が可能になるということで、新た

に設けるものでございます。

次に、33、34ページをお願いします。

附則第4項中「金額」と、「」の次に「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「」を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項中「第35条第1項」の次に「、第35項の2第1項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

加える1項は、第3項となります。上の段となります。上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第3項、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

これも地方税法の改正で、上場株式の配当所得について、総合課税と分離課税の選択ができるように制度ができます。その制度が創設されるために、新たに設けるものでございます。

次に、附則でございますが、本文のほうに戻っていただいて、議案書の28ページをお願いします。

附則、この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、附則第3項の規定（同項を附則第4項とする部分を除く。）及び附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分を除く。）平成22年4月1日。

第2号、附則第8項の改正規定（同項を附則第10項とする部分を除く。）平成23年1月1日。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） ご説明を受け、条文を読んだんですが、全く理解できませんので、教えてください。

課税の特例というのは安くするよという話だと思うんですけども、この3項ですね。そこで、山林所得の横に法附則33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額と、この法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額というのは、もう少し平易な言葉でご説明願えませんか。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 附則第3項の規定でございますけれども、平成22年1月より、上場株式等に係る配当所得について納税義務者の選択ということが、要するに納税するときに上場株式配当所得を申告する場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できる制度ができると、地方税法のほうで。その制度の創設に伴いまして、市のほうも所得を引っ張ってくる要するに計算上所得が必要ですので、その所得が当該所得についても他の分離課税に係る所得と同様の取り扱いをするということでございます。要するに、同じように総合課税と申告分離課税のいずれかを選択したほうを国民健康保険税の計算上も採用するというようなことでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そういう意味じゃないんじゃないかと思うんだけど、税務課長のほうが平易な言葉でご説明願える。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） この地方税法の改正は、昨年5月にこの臨時議会でたしか配当の関係で説明したかと思います。今回この配当については、今までは普通は総合課税でやっていたものを申告分離課税でもできるということで、金融関係の税制改正があって、申告分離課税というのはどういうことかといいますと、大体配当所得というのは10%ということで決まっていますけれども、たくさん配当がある方については10%以上の金額になりますものですから、この分離課税によって少額配当と高額配当を分けることができるというふうな形になりました。税法が、所得額がこれによって違ってきますものですから、この違ってくるものを国民健康保険につながっているわけですね、税の所得が。ここが変わったために、国民健康保険税の条例も入るということで、昨年の改正を今回出してきたということでございます。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） そこまでよくわかりました。

そこで、具体的にちょっとお聞きしたいんですが、総合課税で10%今まで全部軒並み税を納めていましたよと。今度分離課税にして、他の所得と合算してやることが可能になったよと。その場合、合算すると、当然所得金額が低くて課税にならない場合もあるだろうし、課税が多くなる場合も理論的にはあるのか、20%の合算するとなるといえば。増やすことは多分ないだろうと。増やす人は、10%で総合課税でいくだろうから、これは所得に要するに健康保険税でも所得をほかの所得と合算してやるという意味でいいんですか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 普通ですと、金額が配当の場合は年間100万円以下ですと10%となっていて、100万円以上になりますと、申告課税に必ずしなければならないと。100万円以下ですと、そのまま源泉徴収で私は申告しないですよということで、株の場合は普通は特定口座というものを設けていまして、証券会社がやっている特定口座で自動的にもうお金を引かれるわけなんですけれども、330万円以下の所得の人は、私は10%取られるのが嫌だから返してくださいという、総合課税で返すような還付の方法もあるわけなんですけれども、それ以上の要するに金額が多いものについては20%ということで、そのところで分離課税をしますと、少額課税が10%で、その少額課税以外のものは20%というところを分けられますものですから、そこで得をするわけですね。ですから、そこで申告分離課税を選択することができるということで、たくさん配当をもらっている方についてはそういう有利な制度ができたということです。今回、その本人についてはそれをやることによって有利になるということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 私も全くわからないんですが、この法改正によって、市内、下田市の住民どのくらいが対象になるんですか。それと、これによって、国保会計にどのような影響が出てくるんですか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 去年の5月にそういった質問があったかと思いますが、ほとんど余り下田の市内にはいないんじゃないかなと。影響を受ける方は少ないんじゃないか

なというふうに行ったような記憶がございます。国民健康保険税に対しては、そんなに同じように大きな影響が当たるような、これについて国民健康保険が上がったり下がったりするようなことはないと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第82号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第83号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） それでは、議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の29ページ、30ページをお開き願います。

29ページにつきましては議案の鏡でありまして、下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を30ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由につきましては、本条例は、消防組織法第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償、消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者または救急業務に協力した者に係る損害補償等を的確に行うことを目的に制定されているものでございます。

今回の改正につきましては、消防法の一部を改正する法律及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、所要の改正を行うためのものでございます。

改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明をさせていただきたいと思っておりますので、申しわけございませんが、資料の39、40ページをお開き願います。

資料は、左側が改正前、右側が改正後となっており、アンダーラインの部分が改正箇所でございます。

では、改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

下田市消防団員等公務災害補償条例第2条中35条の7第1項を第35条の10第1項に改めるものでございます。

この改正につきましては、消防法の一部を改正する法律により、35条の7の前に消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該消防車の受け入れの実施基準に関する条項が追加されたため、35条の7が3条繰り下げられ35条の10となったことに伴う所要の改正を行うものであります。

なお、消防法第35条の10第1項につきましては、これは改正前の35条7の第1項ですが、救急隊員が傷病者の発生した現場付近にいる者に対し、救急業務に協力することを求めることができるという規定されているものでございます。

また、第3条中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」と改めるものであります。これは、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、国民金融公庫の業務を株式会社日本政策金融公庫が引き継ぐこととなったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案に戻っていただきまして、30ページをお開き願いたいと思います。

条例改正の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、雑駁であります。下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 大変ご説明いただきありがとうございました。よくわからなかったもので、もう一回だけ念のためお聞きしますけれども、35条の7第1項というのは、内容は何を規定しており、35条の10第1項というのは何を規定しているのか。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 35条の7というものは、今度35条の10の第1項に変わるものですが、救急隊員が傷病者の発生した現場、要するに現場に到着したときに、現場付近にいる者に対しまして救急業務に協力することを求めることができると規定しているものでございます。本条例の中では、救急業務の協力者という規定の中でこの条文を引用しているものでございます。

〔発言する者あり〕

市民課長（原 鋪夫君） はい。そのまま消防法の関係が改正されましたので、条文が名称が変わったということになります。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） 1点教えてもらいたいですけれども、消防団の身分というのはどういう身分になりますか。要するに、消防団の身分、公務扱いするという何か特別な身分というのはありますか。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 失礼しました。

これは、非常勤の特別職ということでなります。非常勤特別職になります。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第83号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 5 分休憩

午前 1 1 時 1 5 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 8 4 号～議第 8 7 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、私からは、議第84号から議第86号までの各補正予算につきまして一括してご説明申し上げますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し

上げます。

このたびの補正の主な内容は、歳入につきましては、民間保育所入所児童数の増などによる負担金の増、幼稚園入園児減少による幼稚園授業料の減、また国庫支出金につきましては、被用者児童手当負担金や道路橋梁費補助金等の追加があるものの、生活保護扶助費及び子育て応援特別手当交付金等の減により総体的に大幅な減額となり、一方、県支出金について、保険基盤安定負担金や地域防災対策の防災資機材等整備事業補助金は減となっておりますが、防災情報通信設備整備事業交付金、児童福祉費の地域子育て創生事業補助金、急傾斜地対策における住宅費補助金、県営事業軽減交付金等の増により大幅な増額となっております。

また、市有地売却・立木売り払いによる財産収入や、大口寄附金等の受け入れのほか、子育て応援基金からの繰り入れによる増、さらに諸収入につきましては消防団員退職報償金について、退職団員が少なかったことにより大幅に減額となりましたが、後期高齢者広域連合負担金精算分、生活保護費返還金、心身障害者扶養共済制度保険料受入金、自動車共済保険金受入金の追加等により、総体としては大幅な増額となっております。

なお、市債は、中学校債において、中学校ICT環境整備事業及び稲生沢中学校屋内運動場改修事業費の確定により変更減となり、一方、小学校債において小学校ICT環境整備事業の新規追加がありますが、全体としては減額となっております。

次に、歳出の主な内容でございますが、2款総務費は、寄附金を原資とした大久保婦久子顕彰基金積立金の増加、地図情報閲覧システム購入等による増、全国瞬時警報システムJ-ALERT改良工事等による増額の一方、戸籍電算化事業費確定精算による減額のほか、職員人件費その他不用額等で減額となっております。

3款民生費は、身体障害者福祉費、心身障害者扶養共済負担金、老人福祉施設入所措置費、被用者児童手当支給、民間保育事業や子育て支援センター建設、子育て支援ネットワーク事業の増に加え、生活保護費や、後期高齢者医療円滑導入事業に係る国庫返還金などが追加となった一方、国の事業執行停止による子育て応援特別手当の減や、財政安定化事業費、保険基盤安定繰出金の額の決定により国保特別会計繰出金が減額となっております。

4款衛生費は、焼却場光熱水費の増額と共立湊病院組合特別負担金の新規追加が主な内容で、5款農林水産業費につきましては、車両購入費の減、緊急雇用創出分臨時賃金や水産業共同施設整備事業補助金で増額となっております。

6款商工費は、緊急雇用創出臨時賃金等の増、7款土木費は、都市計画基礎調査業務委託や敷根公園テニスコート改修工事の確定による減額、一方、道路維持と県営港湾事業負担金

増に加え、急傾斜地対策事業の用地測量業務委託で追加となっております。

8款消防費は、消防団員報償金の減、9款教育費は、学校ICT環境整備事業関係が主な内容で、中学校ICT環境整備事業で減、小学校ICT環境整備事業が新規追加となっております。12款予備費は財源調整のため微増となっております。

それでは、補正内容の説明でございますが、お手数ですが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,770万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億2,140万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、第1項は債務負担行為の追加でございます。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正、1追加によるというもので、また第2項は債務負担行為の変更で、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正、2変更によるということで、恐れ入りますが、5ページから7ページまでをご覧ください。

まず、5ページでございますが、第2表債務負担行為補正は追加が2件で、1件目は小学校パソコンネットワーク保守委託について、平成22年度より平成26年度までの期間で、事業予定額1,562万5,000円の範囲内で小学校パソコンネットワークを保守する旨の契約を平成21年度において締結し、保守料は平成22年度以降において支払うというものでございます。

2件目は、中学校パソコンネットワーク保守委託でございます。平成22年度より平成26年度までの期間で、事業予定額2,070万円の範囲内で中学校パソコンネットワークを保守する旨の契約を平成21年度において締結し、平成22年度以降において支払うというものでございます。

6ページ、7ページをめぐっていただき、債務負担行為の変更でございますが、6ページが補正前、7ページが補正後となります。

まず、戸籍電算システム保守委託でございますが、これは11月7日から稼働が可能となった戸籍電算システムの保守業務でございます。システム保守業務に係る役務の提供が、有償期間と無償期間とに区分され、当初1カ月程度と見込んでいた無償期間が来年5月いっぱいまで延長されることとなり、21年度においては支払い債務が発生しなくなったことから、債務負担行為の期間を22年度から26年度までに変更するとともに、限度額につきましても事

業予定額1,260万円を1,105万7,000円に154万3,000円減額し、21年度においては保守契約のみ締結して、保守料は22年度以降において支払うこととするものでございます。

次に、戸籍電算システムリース料の変更は、リース料の確定に伴う変更でございまして、期間は変わらず、限度額において事業予定額を663万9,000円減額の3,723万6,000円の範囲内とし、平成21年度予算計上額を44万2,000円減額して248万3,000円に変更するとともに、平成22年度以降に支払う金額を619万7,000円減額の3,475万3,000円とするものでございます。

続きまして、事務機器等リース料は、税務申告書作成用機器や幼稚園、保育所等の複写機、小・中学校印刷機、市役所庁舎や小・中学校のファクスリース料の確定に伴う変更でございまして、期間は変わらず、限度額において、事業予定額を253万5,000円減額の474万5,000円の範囲内とし、平成21年度予算計上額を41万9,000円減額の62万7,000円に変更するとともに、平成22年度以降に支払う金額を211万6,000円減額の411万8,000円とするものでございます。

続きまして、電話機リース料は、小・中学校の電話機のリース料の確定に伴う変更でございまして、期間は変わらず、限度額において、事業予定額を25万2,000円減額の163万8,000円の範囲内とし、平成21年度予算計上額を3万円減額の19万5,000円に変更するとともに、平成22年度以降に支払う金額を22万2,000円減額の144万3,000円とするものでございます。

続きまして、電話機リース料（その2）は、清掃センターの電話機のリース料の確定に伴う変更でございまして、期間は変わらず、限度額において、事業予定額を7万6,000円減額の66万6,000円の範囲内とし、平成21年度予算計上額を5,000円減額の4万8,000円に変更するとともに、平成22年度以降に支払う金額を7万1,000円減額の61万8,000円とするものでございます。

なお、12月補正後における債務負担行為に関する調書は、補正予算書の48ページ、49ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと存じます。

お手数ですが、1ページに戻っていただき、第3条の地方債の補正でございまして、第1項の地方債の追加は、第3表地方債補正、1追加によるというもので、また第2項の地方債の変更は、第3表地方債補正、2変更によるというものでございまして、お手数ですが、8ページをお開き願います。

第3条第1項の第3表地方債補正の追加は1件でございまして、起債の目的は、小学校ICT環境整備事業で、これは議第74号の中学校パソコンネットワーク機器購入契約議案で説明がございましたように、市内4中学校のICT環境整備事業のプロポーザルによる競争の結果、4中学校のICT環境整備事業とあわせて市内小学校7校のICT環境整備も可能と

なるような結果となったため、この機会に各小学校の校務用パソコンネットワークを構築することとし、総事業費から国庫補助金及び起債対象外の経費を除いた金額を借り入れるものでございまして、限度額は640万円、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

なお、小学校ICT環境整備事業の起債元利償還金に対しましては、普通交付税に50%算入されるものでございます。

続きまして、地方債補正の変更は2件でございまして、1件目の稲生沢中学校屋内運動場改修事業は、事業費確定に伴う変更でございまして、限度額を1,900万円から60万円減額の1,840万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

2件目は、中学校ICT環境整備事業の変更で、事業費の確定に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を2,800万円から640万円減額し2,160万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、予算書の1ページに戻っていただき、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるということ、予算書の2ページから4ページにかけて記載のとおりでございますが、主な内容につきまして補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、ピンク色の補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、歳入でございまして、企画財政課関係といたしましては、14款2項7目総務費国庫補助金の国庫、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、特定財源の組み替えでございまして、ごみ収集車両購入費、敷根公園テニスコート改修工事費及び中学校ICT環境整備事業費の確定に伴い350万円を減額して、一方、小学校ICT環境整備事業の追加に伴い350万円を増額するもので、差し引き補正額はゼロとなるものでございます。

15款2項8目の県営事業軽減交付金は、492万7,000円の追加で、これは静岡県の県営事業に係る市町負担金の軽減合理化に関する措置要綱第5条に基づき交付されるもので、平成20年度負担金確定額に基づき交付されるものでございます。

17款1項1目の一般寄附金は、5万2,000円の追加、同2目の総務費寄附金は、下田料理飲食組合から歴史的まちなみ景観整備基金に5万円を、市外の篤志家からふるさと応援基金に10万円の寄附をちょうだいしたものでございます。

20款5項5目歳計剰余金は、10万3,000円の追加で、これは議第77号議案によりご審議を

お願いしております南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止についてに関連する補正予算でございます。同協議会を廃止した場合に発生すると見込まれる決算剰余金について、事務の簡素化等を図るため、あらかじめ当年度の補正予算において清算処理を予定し、下田市分として10万3,000円を受け入れるものでございます。

21款の市債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げました学校ICT環境整備事業等に係る起債の追加と変更でございます。21款1項5目教育債の小学校債は640万円の追加で、国庫補助対象事業費1,368万2,000円から、国庫補助2分の1の684万1,000円と、起債対象外の経費35万円を減じた額640万円を限度額として借り入れるものでございます。

同2節の中学校債は、700万円の減額でございます。内訳は、3ページの補正内容等に記載のとおり、稲生沢中学校屋内運動場改修事業費の確定により、現行起債予定額1,900万円を60万円減じて1,840万円とするものでございます。また、中学校ICT環境整備事業の640万円の減額は、事業費確定に伴い、補助対象事業費4,454万6,000円から、国庫補助金2分の1の2,227万3,000円と、起債対象外の経費22万6,000円を控除した額に、小学校ICT環境整備事業との按分率を乗じた額2,160万円を起債予定額とし、現行限度額2,800万円との差額640万円を減額するものでございまして、合計700万円の減額となるものでございます。

なお、地方債の状況につきまして若干ご説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算書の51ページをお開き願います。

一番下の欄をご覧ください。一般会計予算の12月補正後における平成21年度末の起債現在高見込みによりますと、借入額で5億2,990万円、元金償還額で11億2,028万4,000円、差し引き5億9,038万4,000円の減となり、平成21年度末の一般会計における地方債現在高は、86億2,325万9,000円と見込んでおりまして、平成22年度末の数値目標であります一般会計、上水道、下水道、集落排水の各会計を合わせた起債残高200億円を下回るという計画は、不測の事態が発生しない限り達成できるものと考えております。

続きまして、総務課関係ですが、16款財産収入、2款1目の不動産売払収入は、187万4,000円の追加で、蓮台寺及び須崎地内の市有地2カ所、約83平方メートルの売却収入でございます。

同2節、その他不動産売却収入の8万8,000円の追加は、白浜地内の天然生林が特別高压架空電線に接近し、保安上支障があり伐採する必要があるため、東京電力に立ち木を売り払うものでございます。

17款1項2目の総務費寄附金は、大久保婦久子顕彰基金への指定寄附1,000万円、20款諸

収入 5 款 4 目雑入の保険金受入金は70万円の追加で、内訳は、自動車損害共済金 5 件分37万8,000円、建物損害共済金 3 件分32万2,000円、合計70万円となっております。

続きまして、市民課関係ですが、15款県支出金、2 項 1 目の総務費県補助金の地域防災対策費補助金は、32万1,000円の減額で、小学校 A E D 購入10台分の補助金確定に伴う精算でございます。

同 7 節の防災情報通信設備整備事業交付金は、1,150万円の追加で、全国瞬時警報システム、J - A L E R T 改良工事に係る交付金でございます。

20款諸収入、5 項 4 目の消防団員退職報償金受入金は、662万9,000円の減額で、退職団員数40人を見込んでいたところ、16人の退団だったため、24人分について、共済基金からの受け入れを減額するものでございます。

続きまして、福祉事務所関係で、14款 1 項 1 目の民生費国庫補助金の被用者児童手当負担金は120万円の追加で支給対象児童数の増によるもの、同 9 目の生活保護費等負担金は622万5,000円の減額で、生活保護者からの保護費返還金現年度調定分830万円のうち 4 分の 3 の 622万5,000円を国庫負担金から減額するものでございます。

14款 2 項 1 目民生費国庫補助金の生活保護費補助金33万2,000円の追加は、離職等による住宅困窮者に対する住宅手当緊急特別措置事業として、9 月補正に続き、今回は就労支援員に係る事務費や、パソコン等事務用備品等の整備に対して国庫補助金を100%補助で受け入れるものでございます。

同 5 目の子育て応援特別手当交付金は、1,922万1,000円の減額でございまして、これは9 月補正で計上させていただきました子育て応援特別手当交付金事業について、政権交代により事業執行が停止されたため、交付金事務取り扱い分129万3,000円、交付金分1,792万8,000円の全額を減額するものでございます。

15款県支出金、1 項 1 目民生費県補助金の被用者児童手当負担金は15万円の追加で、支給対象児童数の増加によるもの、同 2 項 2 目の社会福祉費補助金33万5,000円の追加は、障害者自立支援対策臨時特例交付金で、障害者施設の新事業移行促進事業や、事務処理安定化支援のための財源として、国の間接補助により受け入れるものでございます。

同 3 目の児童福祉費補助金は、18万9,000円の追加で、地域子育て創生事業として、100%補助により子育て優待カード配付事業に充当するものでございます。

15款 3 項 2 目民生費委託金の生活保護費委託金は 2 万円の追加で、ホームレス全国実態調査委託費でございます。

20款諸収入、5項4目雑入の保護費返還金は850万円の追加で、内訳は、現年度調定分が830万円、過年度調定分が20万円で、返還金合計850万円のうち4分の3の637万5,000円は国庫返還分、212万5,000円が下田市への返還分となっております。

なお、国庫返還分637万5,000円のうち622万5,000円は、14款1項1目の民生費国庫補助金の歳入減額で相殺し、歳出予算で15万円を返還して、合計637万5,000円となるように調整するものでございます。

同4目の心身障害者扶養共済制度保険料受入金は74万円の追加で、内訳は、年金受給開始者1人、月額2万円の10カ月分20万円と、制度改正による遡及適用者2人、合わせて27カ月分、月額2万円で54万円となるものでございます。

続きまして、健康増進課関係では、14款1項1目民生費国庫補助金の保険基盤安定負担金は28万2,000円の追加で、これは国民健康保険基盤安定に係る保険者支援分の国庫負担金で、申請による増額、15款1項1目民生費県負担金の保険基盤安定負担金59万7,000円の減額は、国民健康保険基盤安定に係る国保税軽減分で73万9,000円の減額、保険者支援分で14万2,000円の追加で、合計59万7,000円の減額となっております。

17款寄附金、1項8目衛生費寄附金は2,000万円の追加でございまして、大久保婦久子名誉市民関係者からの共立湊病院組合新病院に係る医師等確保支援金でございます。

20款諸収入、5項3目過年度収入の広域連合過年度収入は、1,362万4,000円の追加で、平成20年度後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の精算に伴うものでございます。

続きまして、産業振興課関係でございしますが、15款2項5目商工費県補助金は98万7,000円の追加でございまして、これは緊急雇用創出事業として追加要望した、耕作放棄地対策事業の事務補助及び住宅リフォーム振興事業の事務補助の2事業分に対して受け入れるものでございます。

続きまして、建設課関係でございしますが、14款2項3目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金は40万円の追加で、橋梁長寿命化修繕計画策定事業にかかわる志戸橋と宮渡戸橋の詳細点検に対し、事業費の2分の1の補助金がついたものでございます。

15款2項6目土木費県補助金の住宅費県補助金は175万5,000円の追加で、これは吉佐美多々戸急傾斜地崩壊対策事業の測量業務委託に対し、補助率45%で補助金を受け入れるものでございます。

18款1項特別会計繰入金、1目繰入金は1万7,000円の減額で、これは一般会計と駅前広場整備事業特別会計とで共用して使用する軽ダンプトラックの購入を入札した結果、車両購

入価格が予算額を下回ったことに伴い、駅前広場整備事業特別会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、学校教育課関係ですが、12款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金は81万1,000円の追加で、これは民間保育所児童数の増と保育料の階層変更に伴い増額となるものでございます。

13款使用料及び手数料、1項7目教育使用料の幼稚園授業料は120万2,000円の減額で、入園児童数の減少によるものでございます。

14款2項4目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、6万2,000円の追加で、これは特別支援教育が必要な児童の増加に伴い、補助率2分の1で就学奨励費を受け入れるものでございます。

同5節学校情報通信技術環境整備事業補助金は、8万1,000円の追加で、学校情報通信技術環境整備事業ということで、複写機使用料で7万2,000円、小学校ICT環境整備事業で654万5,000円いずれも追加し、一方、中学校ICT環境整備事業で653万6,000円の減額となり、差し引き合計8万1,000円の増額となるものでございます。

15款2項2目民生費県補助金の児童福祉費補助金は265万8,000円の追加で、これは7ページの補正内容等に記載のとおり、民間保育所に対する多様な保育推進事業としての乳幼児保育事業に対して、当初見込みより1歳児の入所児童が増加したため、補助率2分の1で35万3,000円追加し、また県の安心子ども基金を活用した地域子育て創生事業により、現在建設中の地域子育て支援センターに子育て支援情報サイト整備事業としてホームページ作成委託費30万円、パソコン購入に40万円、消耗品等に6万5,000円、また子育て支援団体活動を支援するための備品整備に70万円、さらに、新型インフルエンザ等感染症対策事業に84万円、合わせて230万5,000円を追加し、合計265万8,000円の追加となるものでございます。

18款2項1目基金繰入金の子育て支援基金繰入金は100万円の追加で、これは子育て支援センター建設事業の中で、複写機、ファクス、プリンター機能を備えた複合機等、管理用備品整備のために基金を取り崩すものでございます。

なお、これにより基金残高は約1,480万円となるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、企画財政課関係では、2款1項総務管理費、19目0400事業、歴史的まちなみ景観整備基金は5万円の追加で、下田料理飲食組合からの寄附金を歴史的まちなみ景観整備基金に積み立てるもので、これにより補正後の基金現在高は274万1,608円となります。

2款1項20目0405事業のふるさと応援基金は10万円の追加で、市外の篤志家からの基金をふるさと応援基金に積み立てるもので、これにより補正後の基金現在高は35万円となります。

12款1項1目の一般会計予備費147万3,000円の追加は、今回の補正に伴う歳入歳出予算額の調整額でございます。

続きまして、総務課関係では、2款1項1目0100事業の総務関係人件費は78万円の減額で、休職中の職員に係る人件費調整額でございます。

同3目、0140事業の行政管理総務事務は78万5,000円の減額で、これはファクスリース料及びワンボックス型車両購入費の確定に伴う減額でございます。

同4目、0170事業の秘書広報総務事務は7万円の追加で、これは普通旅費の所要見込み額の増によるもの、0172事業の広報広聴事業の43万7,000円の減額は、「広報しもだ」印刷製本に係る額の確定に伴い51万7,000円の不用額、広報編集用カラープリンター、スキャナーの整備で8万円の追加、差し引き43万7,000円の減額となるものでございます。

同6項の0142事業、庁舎管理事業5万4,000円の追加は、9月補正において庁舎消火器消火材の詰め替え費用を予算措置させていただきましたが、その後、製造後の経年劣化に起因した消火器の破損により小学生が負傷したという事故が大きく報道されるなど、全国的に破損事故が発生していることから、庁舎内設置の消火器も製造後15年から20年経過しているため、消火材の詰め替えではなく、消火器20本の新規購入に組み替えることとし、そのため、修繕料で6万円を減額、備品購入費で11万4,000円追加し、差し引き5万4,000円の追加となるものでございます。

また、0220事業の施設管理事業の22万1,000円の減額は、軽トラック2台購入に係る契約差金でございます。

同18目の0395事業、大久保婦久子顕彰基金は1,000万円の追加でございます。指定寄附を基金に積み立てるものでございます。

なお、補正後の基金現在高は、1,970万2,755円となります。

続きまして、税務課関係でございますが、2款2項2目0470事業の市民税課税事務は66万2,000円の追加で、これは前年度住民税申告者及び未申告者に対して当初申告書を、また国保・後期高齢・介護保険の納付額証明書を新たに対象者に郵送するための郵便料でございます。

また、0471事業の資産税課税事務の125万円の追加は、9ページの補正内容等に記載のとおり、地図情報閲覧システム設定業務委託で45万円、地図情報閲覧システムの購入に係る費

用80万円でございます。

続きまして、市民課関係でございますが、2款3項1目0500事業、戸籍住民基本台帳事務は103万5,000円の減額で、育児休業職員に係る職員人件費関係、0501事業、戸籍電算化事業の128万2,000円の減額は、戸籍電算システム保守委託料が21年度は不用となったため、84万円の減、また戸籍電算システムリース料の確定により44万2,000円の減額となるものでございます。

同8項1目、0862事業、防災用資機材管理整備事業は1,300万円の追加で、歳入で申し上げましたように、全国瞬時警報システムJ - A L E R Tの改良工事に係るものでございます。

8款1項2目の5810事業、消防団活動推進事業の662万9,000円の減額も、歳入でご説明申し上げましたように、予算で見込んでいた退職団員数が24人少なかったため、退職報償金を減額するものでございます。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款1項1目の1000事業、社会福祉総務事務は、66万8,000円の減額で、育児休業職員関係の人件費の減でございます。

お手数ですが、10ページ、11ページをめぐっていただき、3款1項2目の1054事業、身体障害者福祉推進事業は50万4,000円の追加で、内訳は、南伊豆町に設置されている障害者施設のあしたば作業所やさしだ希望の里に対する通所サービス利用促進事業負担金として5万6,000円、さしだ希望の里ほか4事業所に対する障害者自立支援のための新事業移行促進補助金23万3,000円、また障害者自立支援法施行に伴う事務処理の安定化を図るため、菊川市にある福祉施設光陽荘ほか8事業所に対する補助金21万5,000円でございます。

同3目の1102事業、心身障害者扶養共済事務は74万円の追加で、扶養共済年金支給開始者分20万円、制度改正による遡及適用分が50万円で、全額を特定財源で手当するものでございます。

同5目の1120事業、障害福祉サービス事業は2万7,000円の追加で、自立支援給付に係る静岡県国保連合会への事務処理業務手数料でございます。

3款2項1目の1201事業、老人福祉施設入所措置事業は491万2,000円の追加で、賀茂老人ホーム入所者が3人増加となったことに伴うものでございます。

同3項1目の1457事業、子育て優待カード配付事業は18万9,000円の追加で、郵送用封筒等の購入、対象世帯2,100世帯への郵送料について、全額県費補助により事業実施するものでございます。

同2目の1500事業、児童手当支給事業は150万円の追加で、被用者児童手当支給対象児童

数の増によるもの、同7目の1700事業、母子家庭等援護事業の2万7,000円の追加は、平成20年度母子家庭自立支援給付金事業受講者の途中辞退による国庫返還金、同8目の1740事業、地域子育て支援センター建設事業は103万4,000円の追加で、内訳は、施設開設のための消耗品や電気・水道・ガス代で27万円、インターネット接続や建物保険料で3万5,000円、夜間警備委託で1万2,000円、さらに管理用備品の71万7,000円の追加は、コピー、ファクス、プリンター機能を備えた複合機を購入するものでございます。

同10目の1743事業、子育て応援特別手当交付金交付事業の1,792万8,000円の減額及び1744事業、子育て応援特別手当交付金交付事務の129万3,000円の減額は、歳入でご説明申し上げましたように、国の事業執行停止に伴うものでございます。

3款4項1目の1750事業、生活保護総務事務は662万6,000円の追加で、内訳は、平成21年度全国ホームレス実態調査に係る消耗品が2万円、保護費返還金の調定方法の変更により、平成19年度以前分国庫返還金が583万6,000円、平成20年度分国庫返還金が77万円となっております。

同2目の1760事業、生活支援事業は33万2,000円の追加で、派遣切り等による離職者に対し、就労支援による支援活動や、就労支援等による事務機器の整備費用等で、全額国庫負担により事業実施するものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、3款7項1目の1901事業、国民健康保険会計繰出金は98万7,000円の減額で、財政安定化事業費決定によるもの、また1902事業、保険基盤安定繰出金の42万1,000円の減額は、国保税軽減分の一般・介護・後期高齢者分で98万4,000円の減、保険者支援分の一般分で61万5,000円の追加、介護分で5万2,000円の減となり、差し引き42万1,000円の減額となるものでございます。

3款9項1目の1960事業、後期高齢者医療事業は162万2,000円の追加で、内訳は、広域連合一般会計と特別会計における高齢者人口の見直しに伴う負担金の変更で1万円の減、平成19年度後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金交付額確定に伴う国庫返還金が163万2,000円の増で、差し引き162万2,000円の追加となっております。

4款1項1目の2000事業、保健衛生総務事務は17万4,000円の追加で、新型インフルエンザ対策に係る時間外勤務手当、同5目の2080事業、共立湊病院組合負担事務は2,000万円の追加で、これは建設に向けて鋭意作業が進められている共立湊病院組合新病院に対する医師等確保支援のための特別負担金でございます。

続きまして、12ページ、13ページをめぐっていただき、環境対策課関係ですが、4款3項

1 目の2250事業、清掃総務事務は5,000円の減額で、電話機リース料の確定に伴うもの、同3 目の2281事業、ごみ収集車両管理事業の213万2,000円の減額は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金により6 月補正において予算措置して購入したごみ収集車両に係る契約差金でございます。

同4 目の2300事業、焼却場管理事務は400万円の追加でございます。これは今後電気料で約1,100万円、水道料で約228万円の支出が見込まれるため、予算額残額を勘案して400万円を追加するものでございます。

続きまして、産業振興課関係では、5 款1 項2 目の3050事業、農業総務事務は41万4,000円の追加で、緊急雇用創出事業を活用して、全額特定財源により耕作放棄地解消対策事業の事務補助職員1 人を臨時雇用するものでございます。

同5 目の3200事業、農用施設維持管理事業は48万5,000円の減額で、5 月臨時会で補正した軽ダンプ車両購入に係る精算による減額でございます。

5 款3 項1 目の3600事業、あずさ山の家管理運営事業の1 万3,000円の追加は、山の家で使用している車両の廃車手数料、同4 項1 目の3700事業、水産振興事業は115万円の追加で、内訳は、漂流ボート等廃棄処分委託で8 万5,000円の追加、また須崎漁港第2 岸壁の給油施設に係る水産業協同施設整備事業補助金で106万5,000円を追加するものでございます。

6 款1 項2 目の4050事業、商工業振興事業は45万3,000円の追加で、緊急雇用創出事業を活用して、全額特定財源により住宅リフォーム振興事業の事務補助職員1 人を臨時雇用するものでございます。

同5 目の4180事業、緊急雇用創出対策事業は12万円の追加で、緊急雇用創出事業による耕作放棄地解消対策事業及び住宅リフォーム振興事業の事務補助臨時職員2 人の3 カ月分の社会保険料と年金掛金で11万円、雇用保険料が7,000円、労災保険料3,000円でございます。

続きまして、建設課関係でございますが、7 款2 項1 目の4550事業、道路維持事業は、市道小立野安城線関係の補正で60万1,000円の追加でございます。内訳は、道路用地一部拡幅取得に係る不動産鑑定業務委託完了による精算で10万3,000円の減、用地取得のための登記図書作成業務委託料で10万円の追加、さらに用地24.72平方メートルの購入費として60万4,000円を追加するものでございます。

7 款4 項1 目の5101事業、県営港湾事業負担事務は24万5,000円の追加で、港湾整備維持事業費の変更により、当初予算245万円を269万5,000円に24万5,000円増額するものでございます。

7款5項1目の5150事業、都市計画総務事務は44万円の減額で、これは都市計画法第6条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査の業務委託完了による精算減額でございます。

7款5項4目の5250事業、都市公園維持管理事業は50万6,000円の減額で、経済危機対策臨時交付金事業として6月補正で予算措置した敷根公園テニスコート改修工事の完了に伴う精算減額でございます。

7款7項3目の5630事業、急傾斜地対策事業は390万円の追加で、これは吉佐美多々戸地区を急傾斜地崩壊対策事業新規区域として指定するための測量業務委託費で、事業費の45%、175万5,000円は県費補助で受け入れるものでございます。

続きまして、学校教育課関係でございますが、3款3項3目の1550事業、公立保育所管理運営事業は22万5,000円の追加で、内訳は、インフルエンザ対策の消毒薬等消耗品費で5万5,000円を追加し、複写機リース料確定により8万円の減、保育室5部屋の空気清浄機整備で25万円を追加し、差し引き22万5,000円の追加となるものでございます。

また、1551事業の地域子育て支援センター（小規模）運営事業は6万円の追加で、公立保育所と同様、インフルエンザ対策の消毒薬など消耗品費で1万円、プレイルームの空気清浄機整備で5万円を追加するものでございます。

同4目の1600事業、民間保育所事業は96万5,000円の追加で、内訳は、補正内容等に記載のとおり、インフルエンザ対策として消毒薬など消耗品費で4万円、保育室4部屋の空気清浄機整備で20万円を追加し、また多様な保育推進事業補助金は乳幼児保育対象児童の増により70万7,000円を追加、国庫返還金1万2,000円及び県費負担金6,000円の追加は、いずれも平成20年度保育所運営費負担金精算によるものでございます。

同5目の1650事業、地域保育所管理運営事業は1,000円の追加で、インフルエンザ対策の消毒薬など消耗品で2万円、保育室2部屋の空気清浄機整備で10万円を追加し、一方、当初予算で計上していた柿崎保育所5歳児部屋の空調機購入取りやめにより11万9,000円を減額し、差し引き1,000円の減額となるものでございます。

同6目の1452事業、放課後児童対策事業は12万円の追加で、インフルエンザ対策消毒薬など消耗品で2万円、学童保育室2部屋の空気清浄機整備で10万円を追加するもの、同12目の1746事業、子育て支援ネットワーク事業は146万5,000円の追加で、これは歳入でご説明申し上げましたように、子育て支援センターを子育て支援情報提供等の活動拠点とすべく、県の安心子ども基金を活用し、100%県費補助により地域子育て創生事業としてホームページの

開設や、子育て支援団体との協働、連帯による支援活動を推進していく環境整備を整えるための保育備品を購入するもので、内訳は、消耗品費で5万円、ドメインサーバ設定やホームページ作成委託で31万5,000円、情報サイト整備のためのパソコン、プリンター、スキャナー等の備品購入で40万円、ポータブルP Aアンプ、マイク、パネルシアター等の備品購入で70万円となっております。

9款1項2目の6010事業、教育委員会事務局総務事務は11万7,000円の追加で、職員手当てで2万7,000円の減、事務局の複写機使用料で14万4,000円の追加となっております。

同4目の6031事業、特別支援教育体制推進事業は5万5,000円の追加で、対象児童の増に伴い謝礼4万円と、巡回相談のための旅費1万5,000円を増額するものでございます。

14ページ、15ページをめぐっていただき、9款2項1目の6050事業、小学校管理事業は190万3,000円の追加で、内訳は水道料、下水道料、電気料の見込み増により220万円の追加、小学校消火器材の詰め替え修繕で60万円の追加、複写機、印刷機、ファクス等のリース料確定により15万1,000円の減、劇団四季下田公演無料観劇送迎車両借り上げで21万6,000円の追加、小学校A E D購入入札差金で96万2,000円の減となっております。

9款2項2目の6091事業、児童援護事業は20万3,000円の追加でございまして、遠距離通学児童4人増により7万8,000円の追加、また特別支援教育対象児童の増により12万5,000円を追加するものでございます。

6094事業、小学校I C T環境整備事業は1,595万9,000円の追加でございまして、補正内容は、国の学校情報通信技術環境整備事業補助金と、地域活性化経済危機対策臨時交付金を組み合わせながら市内7小学校の校務用パソコンを整備するもので、内訳は、補正内容等に記載のとおり、各小学校サーバ室整備工事で220万5,000円の追加、小学校校務用パソコン104台購入を含むネットワークシステム一式で1,434万5,000円の追加となるものでございます。

なお、9月補正により152万6,000円を計上したデジタルテレビ購入につきましては、入札差金により59万1,000円の減額となっております。

9款3項1目の6150事業、中学校管理事業は208万3,000円の追加で、各学校の水道料、電気料の見込み増により60万円、下田、稲生沢、下田東中学校の消火器消火材の詰め替えや、下田中学校及び稲梓中学校の学校用設備修繕、東中の屋上防水修繕等で160万円追加し、一方、複写機、印刷機、ファクス等のリース料確定により11万7,000円の減となり、差し引き208万3,000円の追加となるものでございます。

同2目の6192事業、中学校I C T環境整備事業は1,487万3,000円の減額でございまして、

9月補正で計上させていただきました中学校教育用パソコンネットワークの整備や、デジタルテレビ購入等の事業費確定により、パソコンサーバ室整備工事で24万円の減、パソコン146台購入を含むネットワークシステム一式で1,429万7,000円の減、さらにデジタルテレビ購入で33万6,000円の減となり、合計1,487万3,000円の減額となるものでございます。

9款3項3目の6223事業、稲生沢中学校屋内運動場改修事業は、経済危機対策臨時交付金事業として9月補正で予算措置した事業でございまして、屋内運動場屋根防水改修工事費の確定に伴い119万4,000円を減額するものでございます。

9款4項1目の6250事業、幼稚園管理事業は9万5,000円の減額で、入園時の減少に伴い、内科、歯科、眼科嘱託医の報酬3,000円、健康診断委託料7,000円、日本スポーツ振興センター負担金5,000円をいずれも減額し、あわせて複写機リース料の確定により8万円を減額、合計9万5,000円の減額となるものでございます。

9款7項1目の6800事業、学校等給食管理運営事業は113万5,000円の追加で、職員住居手当が13万5,000円の追加、また給食調理に係る水道料及びガス料の見込み増により100万円増額するものでございます。

続きまして、生涯学習課関係でございますが、9款5項1目の6350事業、社会教育総務事務は18万5,000円の追加で、輪転機のインク、マスター等消耗品で9万6,000円の追加、デジタル印刷機リース料確定により1万1,000円の減、複写機使用料の不足見込みにより10万円を追加し、差し引き18万5,000円の増額となるものでございます。

9款5項6目の6600事業、図書館管理運営事業は18万6,000円の追加でございまして、普通旅費で6,000円の追加、また蔵書書架整備のため、消耗品費18万円を追加するものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の53ページをお開き願います。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるということで、54ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては説明資料で説明させていただきますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の16ページ、17ページをお開き願います。

歳出でございますが、4款繰出金、1項1目の一般会計繰出金は1万7,000円の減額で、これは一般会計で維持、管理している都市公園等と、特別会計により管理、整備している下田駅前広場について、管理・作業用の車両を共用で使用することが合理的なため、軽トラックの新規購入に当たり、諸経費込みで100万円の購入予定額のうち2分の1の50万円を駅前会計で負担するという事で繰出金の予算措置をしたところ、車両購入額が予定額を下回ったため、按分により一般会計繰出金を1万7,000円減額するものでございます。

5款1項1目の予備費の1万7,000円の追加は歳出調整額で、繰出金の減額分を予備費で調整するものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の61ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,015万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、62ページ、63ページ記載のとおりでございますが、主な内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきますので、お手数ですが、補正予算の概要の18ページ、19ページをお開き願います。

9款1項1目一般会計繰入金金の保険基盤安定繰入金金は、42万1,000円の減額ですが、これは国民健康保険制度の安定化を図るため、低所得者を対象とした保険料軽減相当額を一般会計から国保会計に繰り出し、繰出金の4分の3を国と都道府県で公費補てんする保険基盤安定制度に係る補正予算でございます。19ページの補正内容等に記載のとおり、保険税軽減分の一般分で58万4,000円、介護保険分で22万5,000円、後期高齢者医療支援分で17万5,000円をいずれも減額し、また中間所得者層を中心に被保険者の保険税負担を緩和するための保険者支援分につきましては、一般分で61万5,000円を追加し、介護保険分で5万2,000円を減額するものでございます。

同4節の財政安定化事業繰入金金は、98万7,000円の減額で、これは保険者の責に帰すことができない特別事情による保険財政の悪化を防ぎ、保険財政の安定化を図るため、一定の範

団内で国が支援する制度でございまして、今回、事業費の決定により減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、12款1項1目国民健康保険予備費は、140万8,000円の減額で、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議第84号から議第86号までに係る3件の各補正予算に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） ここで午後1時まで休憩といたします。

午後 0時 3分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、当局の議案説明を続けます。

上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。予算書の1ページをお開きください。

補正第3号の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、支出で、支弁職員の婚姻による扶養手当等の増額、新規会計システムリース料の追加、建設改良費の減額に伴う消費税及び地方消費税の増額でございます。

資本的収入及び支出におきまして、落合浄水場耐震補強事業費が入札により減額となり、収入で企業債を減額、支出で委託料、工事請負費を減額とするものでございます。

まず、第1条でございますが、平成21年度下田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成21年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号は、主要な建設改良事業として、改良工事費3億7,547万8,000円を2億5,618万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、支出で第1款水道事業費用を582万4,000円増額し6億8,630万3,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項営業費用を14万5,000円増額し5億4,046万6,000円に、第2項営業外費用を567万9,000円増額し1億3,683万7,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億2,251万7,000円を不足する額2億8,822万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,700万1,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,132万円に、減債積立金7,416万円を減債積立金4,555万1,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を8,500万円減額し1億4,480万3,000円とするもので、第1項企業債を8,500万円減額し1億4,400万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を1億1,929万円減額し4億3,303万円とするもので、第1項建設改良費を1億1,929万円減額し2億6,217万9,000円とするものでございます。

第5条は、債務負担行為で、予算第5条、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものとしたしまして、落合浄水場耐震補強事業（ポンプ設備工）は、期間の補正はなく、事業予定額4億5,200万円を事業予定額3億2,177万円に、平成21年度計上額2億7,700万円を1億5,771万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

新規の債務負担として、会計システムリース料の期間は60カ月で、平成21年度より平成26年度まで、事業予定額は300万円、平成21年度予算計上額5万円を超える金額については、平成22年度以降において支払うものでございます。

第6条は、企業債で、予算第6条を次のとおり補正するものとしたしまして、第2項限度額2億2,900万円を1億4,400万円に改めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号職員給与費1億501万5,000円を1億511万円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明書でございます。3ページ、4ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的支出、支出、1款水道事業費用は、582万4,000円増額し6億8,630万3,000円とする

ものでございます。

1項営業費用は、14万5,000円増額し5億4,046万6,000円とするもので、内訳といたしまして、4目業務費9万5,000円の増額は職員手当等の増額、5目総係費5万円の増額は、新規会計システム料の追加でございます。

2項営業外費用は、567万9,000円増額し1億3,683万7,000円とするもので、内訳といたしまして、2目消費税及び地方消費税567万9,000円の増額は、建設改良費の減額に伴うものでございます。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入は、8,500万円減額し1億4,480万3,000円とするものでございます。

1項企業債は、8,500万円減額し1億4,400万円とするもので、内訳といたしまして、1目企業債8,500万円の減額は、建設改良費の減額に伴うものでございます。

次に、支出、1款資本的支出は、1億1,929万円減額し4億3,303万円とするものでございます。

1項建設改良費は、1億1,929万円減額し2億6,217万9,000円とするもので、内訳といたしまして、1目改良工事費1億1,929万円の減額は、入札執行により委託料、工事請負費を減額するものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業会計資金計画でございます。受け入れ資金は、8,500万円減額し10億4,666万8,000円とし、支払資金は、1億1,914万5,000円減額し8億7,521万5,000円とするものでございます。この結果、資金残高は1億7,145万3,000円を予定するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。冒頭にてご説明申し上げておりますので、説明を省略させていただきます。

9ページ、10ページは給与明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第2号の予定貸借対照表に、今回の補正第3号の補正予定額を増減したもので、11ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億696万円となるものでございます。12ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億696万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合している

ものでございます。

13ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益7億5,607万3,000円から、2の営業費用5億3,135万9,000円を差し引きますと、営業利益は2億2,471万4,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益457万5,000円から、4の営業外費用1億2,032万5,000円を差し引きますとマイナス1億1,575万円となり、この結果、経常利益は1億896万4,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益9,996万5,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 議第84号から議第87号までについて、当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第7号)に対する質疑を許します。7番。

7番(田坂富代君) まず、歳入のほうですけれども、14款2項3目の橋梁長寿命化修繕計画策定事業、これは志戸橋と宮渡戸橋ということでございましたけれども、全体の調査結果と、修繕計画がありましたらお伺いしたいと思います。

それから、歳出のほうの5款4項1目水産業共同施設整備事業補助金106万5,000円、須崎の第2岸壁ということでございましたけれども、この施設の国・県補助がないようだけれども、地元負担金等はあるのかどうかお伺いいたします。

それから、9款2項1目の小学校管理事業、それから9款3項1目の中学校管理事業、修繕料として220万円ということでございますけれども、その内容、箇所、それから21年度当初から12月補正までに予備費対応したもの等も含めまして、小・中の修繕関係予算はいかほどになるのかお伺いしたいと思います。

それから、歳入歳出関連になりますけれども、17款1項2目と3目大久保婦久子顕彰基金1,000万円、共立湊病院組合新病院医師等確保支援金2,000万円、歳出の4款1項5目共立湊病院組合特別負担金(指定寄附分)、2款1項18目大久保婦久子顕彰基金積立金、予算計上に疑義がございますので、2件の寄附金の採納願を議席配付していただけたらと思

います。

それから、特別負担金の意味がちょっとわからないものですから、ご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の橋梁の関係ですけれども、宮渡戸橋と志戸橋の関係ですけれども、劣化が著しいということで以前に概略点検をしたんですけれども、概略点検では今後の将来計画を立てることができないということで、詳細の点検をしなければならないということで、今回その詳細点検について長寿命化の補助対象になったよということでございますので、これからその計画につきましては詳細点検を踏まえてどのようなことにするのかを決定したいと思っておりますので、現時点では計画が申しわけありませんけれども、ございません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 漁船用給油施設の補助金でございますが、これは県の補助金2分の1あります。それで、全体の事業費が426万円ありまして、県の補助金が230万円、その補助残の2分の1の106万5,000円を市が補助するものでございます。

なお、この補助金につきましては、事業主体が漁協ですもので、そのまま漁協のほうへ行くようになります。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、小学校の修繕でございますが、これは小学校7校のうち6校につきまして消防設備を修繕、あるいは消火器等の詰め替えをするものでございます。中学校につきましても、4校中の3校についてのやはり消防設備の点検、修繕です。それとあと、稲生沢中学校の多目的トイレ、そのドアの修繕、これが大体45万円。下田中学校の給食用のエレベーターというんでしょうか、その修繕、これも約50万円ほどです。そして、稲梓中学校の給食用のコンテナ置き場を風雨から守るというようなことで、カバーをつけるものでございます。それが、大体32万円。そして、下田東中学校の屋上の防水工事ということで、これは4階の教室の天井のボードが漏水によって落ちたというようなことがございまして、今回応急的に修繕するものでございます。

そして、これまでどの程度の小・中学校の修繕をやってきたかということなんです、す

いません。ちょっと手元に資料がございませんもので、また委員会のときに提出させていただければと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 寄附採納願の写しということですが、今準備していると思います。手元にございませんので、あれだったら先に配付でしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今、田坂議員から、3,000万円の寄附採納願を議席配付という要請がございました。これらについては決して隠すわけではないんですが、寄附採納願は、やはり採納者のほうの好意としてそういう一連の取り扱いをされてきております。そういうことで、寄附者のほうも採納願の写しがそれぞれ何枚も何枚も配付されることは望んでいないんじゃないかなという思いもございまして、それは両委員会のほうに寄附採納願だけではなくて、今までの3,000万円が今回の補正予算1,000万円、2,000万円に分かれた経過も含めまして、それぞれの委員会のほうに、一連の流れの資料がないとわかりませんので、これは閲覧という形で配付をさせていただいて見ていただくということにさせていただきたいと思っておりますけれども、その点のご理解をいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） それはそれで結構でございますけれども、指定寄附として大久保婦久子さんのほうに3,000万円ということなのか、とりあえずそこだけをはっきりさせていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） これは、最初からのいきさつを説明しますと大変長い時間かかります。今言ったように、一連の資料は両委員会へ配付をさせていただきますけれども、当初そういういきさつの中で、遺言執行人の財政というかお金を管理している1人の方から寄附採納願が出てきまして、内容的には大久保婦久子基金という名称になっておりました。しかし、その後他の3人の方々は、今までのいきさつから、共立病院の医師の確保、また向上の意味からぜひ使ってほしいという意味合いもありまして、いろいろ寄附者との間でお話をした中で、最終的には1,000万円と2,000万円ということで了解をされたものでございます。こうしたことで、寄附採納願には3,000万円大久保婦久子基金ということで記述してございます。今言いましたように、それをそれぞれ4人の方々の合意を得るのに大変苦労した

わけでございますけれども、そう一連の経過を示した書類を各委員会に配付をして見ていただくということでご理解いただきたいということでございます。記述は3,000万円となっております。

議長（増田 清君） 7番、3回目です。

7番（田坂富代君） わかりました。とりあえず、そちらのほうは委員会で慎重な審査がなされると思いますので、あと一点、私がちょっとわからないところが、特別負担金というのがどういうものなのかというのがちょっとわからなくて、負担金というのはそもそもそれぞれの構成団体が負担するものというふうに理解をしているんですけども、今回は下田市だけが負担をするということも伺い聞いておりますけれども、その点につきましてどういうことなのか。例えば、下田に来てくれるからということではないと思うんですよ。適地としてもとも南高の跡地があって、病院組合のほうで決められたことかと思っておりますので、構成団体がそれぞれ負担するのが負担金なのではないかなと自分の中では理解していますので、一体この特別負担金というものがどういう位置づけなのかということをはっきりと教えていただきたいなと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいまの特別負担金の性格につきましてのご質問でございますけれども、これは先ほど副市長のほうから答弁ございましたとおり、大久保婦久子名誉市民の関係者から、2,000万円について、新病院の医師と医療従事者の確保のために使っていただきたいと、そういうような性格の寄附ということで承っております、下田市にそれをご寄附ということで、下田市から組合のほうに、そのために使っていただきたいということで特別な負担金ということで支出させていただくと。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 幾つかお聞きしたいと思います。

まず、J - A L E R Tについてなんですが、J - A L E R T、たしか今年の4月ぐらいから稼働しているんじゃないかというふうに思うんですが、実用に使われてまだ1年も経っていないのに、また改修費が出てきている。これ全面的な改革だというふうに聞いていますが、なぜ1年も経たないのに、このように1,300万円という大きな金額で全面的に改良しなければならないのか、その辺についてまずお聞きします。

そして、いろいろ私もわからないので、J - A L E R Tって何だろうということいろいろ

るお聞きはしているんですが、システム全体がよくわからないんですが、とにかく国民保護法に基づいた、ミサイルが来るよだとか、テロだとか、航空攻撃だとか、いろいろなそういうふうないわゆる平和を脅かすような事態が起きたときに、内閣官房のほうから指示が出て、それが瞬時に地方自治体のほうに来て、そしてまた、あるいは気象庁のほうから、大きな台風だとか、大きな自然災害が、あるいは地震とかが来るよということがあらかじめわかった時点で、即座にそれを地方自治体のほうに通達する、そのようなシステムだというふうに聞いていますが、その末端で地方自治体のほうで受けたときに、それを住民に知らせる方法が、きっとそれは同報無線を通じてやるんだというふうなことをお聞きしたんですが、同報無線だけなんですか。

同報無線でイメージしているのは、こういうふうに町内わっと放送で流れると思うんですが、あるいは防災ラジオを通じて情報を流すと思うんですが、例えば人が多く集まるような施設、公共的な施設としては、学校だとか、あるいは病院が入るのか、あるいは企業でも割と人が集まるような銀行関係だとか郵便局みたいなところだとか、人がよく集まるようなもの、そういうところにはその情報は同時的には伝わっていくのか、いかないのか。特に、学校関係とか生徒たちの安全を確保するためには、一瞬でも早くそういう事態に対しては避難なり何なりしなければならぬわけなんです、そこら辺のところをどういうふうな形になっているのか。特にまた、学校関係はそういうふうなことに備えた訓練なり何なりをしているのか、する予定があるのかどうなのか。そこら辺のところ、実際にこのシステムが稼働する、うまく使われていくための、そのための準備なり何なり、そこら辺がどのような形でなされているのか、これについて、まず J - A L E R T についてはお聞きします。

それと、ちょっとそれも J - A L E R T の 1 つのシステムなんですけれども、特に何かシステム、システムというのがいっぱい出てきまして、この予算の概要の 9 ページには地図情報閲覧システム、システムですね、全部これシステムです。それで、その後に戸籍電算システム、これもシステムですよ。これも J - A L E R T のシステム。システム、システムというんですが、このシステムというのの相互の関連性というのはどういうふうになっているのかなというふうによく思うんですけれども、そこら辺がどういうふうな形でいろいろなシステムがリンクされてくるのか、そこら辺について、お互いのそういう情報はどういうふうな形で、町内のそういうふうな情報伝達には L G W A N というシステムも使うんだよなんていうこともまた若干聞いているんですけれども、L G W A N 自体がどういうものなのか、詳しい把握が今はできていないんですけれども、そこら辺のいろいろな各課がそれぞれ光ファ

イバー等々を使っているいろいろなシステムをつくっていると思うんですが、そこら辺の相互の関連性というのはどのようになっているのか、そこら辺のこともお聞きします。

あわせて情報のほうのことですと、昨日ですか、中学校のICTのシステムについてのそういうのがあったんですが、今回の補正予算のほうには小学校の校務について出てきますよね。小学校の校務についての予算が出ているんですけども、それは校務のほうですよ。そうすると、小学校のほうの教育用のネットワークというのは、これはもうできているんですか。もう既にでき上がっている。今回は小学校に関しては校務、先生方のシステムのほうだけを新しくするんだ、ネット化するんだということなのか、そこら辺のこともよくわかりません。

それとまた、昨日もちょっと聞こうとしたんですが、そこら辺の小学校の教育用のネット、あるいは職員の校務用のネット、これもサーバはやはりまた上のほうにあるわけなんですけれども、これもまたIKCにそのサーバを置いてあるのかどうなのか。これは、じゃなぜどういうふうな経緯でIKCのほうにあるのか。これも、やっぱり機器メーカーだか何だかわかりませんが、日興等を通じてそのIKCとつながっていくのか、下田市とIKCとのほうの直接的な契約案件というものはあるのか、ないのか。ここら辺のことについて、万が一のシステム不良になったときにはじゃどういうふうな形で対処するのか、そこら辺のところもあわせてお聞きします。

次に、今、田坂議員も質問しましたが、大久保さん関係の寄附のことなんですけれども、3,000万円のうちの1,000万円と2,000万円、1,000万円は大久保婦久子顕彰基金のほうに入れて、これはいずれ澤村邸の改修等々であそこが大久保さんの作品の常設展示場になったら、そういうふうに計画が決まればそっちに使うんじゃないか等々のことも言われていますが、それはまだ計画段階と思います。

あと、2,000万円のほうについて、これは新しい病院の医師の確保のために使うんだというふうなことです。具体的にはどのような形で新しい病院のほうに、その下田が受けた寄附金が具体的にどのような形でその新病院のほうに寄附が渡り、そのお金が医師の確保のためには具体的にどのように使われていくのか。漏れ承るところによると、寄附講座というのをつくって、そこにお金を入れて、それが新しい医師の確保のほうに使われるんだというふうに若干聞きましたが、そこら辺もちょっと詳しい話がどういうふうなことなのかよく把握ができませんので、そこら辺について教えていただければと思います。

とりあえず、以上お願いします。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） それでは、まず J - A L E R T の関係につきましての説明をさせていただきます。

この改良工事の内容につきましては、J - A L E R T の新型受信機、同報無線自動起動機、L G W A N の専用線の敷設と機器調整等を行うということであります。

鈴木議員ご指摘のとおり、下田市におきましては平成21年の3月に整備が完了して、4月に運用したばかりでございます。ただ、これにつきましてはこの時期静岡県では同じように、20年度末に下田市を初め10市町村、また平成21年度には1市1町が整備を完了しております。

この運用したばかりではありましたが、消防庁、要するに国のほうから、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル等の情報が時間的余裕のない情報であるということで、国民に瞬時に伝えたいということで、全国一斉に整備をしたいと。また、本年4月の当初に北朝鮮の長距離弾道ミサイル等の発射事件、事象がございましたが、その全国瞬時警報システムの整備率が低いことや、あらかじめ登録した音声しか発声できないということがありまして、国では新たなシステム開発を行うとともに、国の財政支援により J - A L E R T を全国の市町村に一斉に整備を行うというふうに決まったものでございます。

なお、整備の完了しました下田市のように配備済みの市町村設備につきましては、国のほうから現状の設備では受信できないということで大幅な改良が必要となるので、その改良工事につきましても交付金のほうで国のほうの支援を行うというふうに連絡が入ったものでございます。

下田市の設置しました J - A L E R T で受信を行うためには、受信機等の改良ということですが、まだ細かい仕様等が国のほうから上がっておりませんので、概算の関係で見積もりをしまして、1,300万円という事業費を算定させていただいたものでございます。

まず、今回の J 3 という受信機になるんですが、前回には整備要件とされていなかった L G W A N への接続が今回は必要となっております。この L G W A N に接続するというものにつきましては、下田市におきましては、同報無線の操作卓が敷根公園内のプール、敷根プールの中に設置してございます。L G W A N に接続するためには、そこまでの専用線を敷設しなければならないということがありまして、今回光ケーブルを敷設を予定して計画の中に入っているものでございます。

この L G W A N に接続する理由としましては、国が J 3 システム、要するに新しい受信機等の開発に伴いまして、その後の設置後のバージョンアップや保守等がリモート操作により

可能となる、また状況のモニタリング等ができるというふうな状況で接続が義務化されたものでございます。

先ほども光ケーブル等いろいろシステム関係のことで、L G W A Nというものは何かということが質問の中にあっただかと思いますが、L G W A N、私どももちょっとそれほど詳しくはございませんが、L G W A Nというのは総合行政ネットワークの総称でL G W A Nとされているものでございます。これは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした高度なセキュリティーを維持した行政専用のネットワークでございます。

このように、高度なセキュリティーを必要だということで、私どももこのJ 3を導入するに当たりまして、情報量、またどのくらいのものがこちらに入ってくるか、まだ系統的にわかりませんが、多量な情報量も送信できるような光ケーブルで専用線を敷設するものでございます。

また、先ほどご質問の中に、各予算の中で戸籍のシステム、税務のシステム、J - A L E R Tのシステムというシステム間の名前が多数出てきて、この相互間はどうなっているのかということですが、私のほうでは把握させていただいているのは戸籍の関係、J - A L E R Tの担当ですので、その部分につきましてご説明させていただきます。

戸籍につきましては、うちのほうにサーバを置きまして、他に情動的なものが流れない、要するに画一的なものでございますので、他のシステムとの接続等は考えておりません。また、J - A L E R Tに関しましても、国からの直接的な情報を発信するための専用線ということで、他のシステムとの接続は今のところ考えておりません。

一応、私のほうはこれで説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 教育長。

ちょっとお待ちください、教育長。市民課長どうぞ。

市民課長（原 鋪夫君） 1点忘れまして。申しわけございませんでした。

同報無線等の関係でございますが、この情報が入ったときに、どのように市民のほうに連絡をするのか。また、多数人数が集まる施設等につきましてどのように行くかと。特に、学校等につきましてはどうするのかというご質問だったかと思いますが、それにつきましては、私どもの今現在の状況は、同報無線の子局、市内に139局設置してございます。また、個別受信機といいまして、各施設または市の職員を含めまして、市内に500局程度配付してございます。

なお、それ以外には防災ラジオということで、18、19年、2年をかけた2,800台市民の方々に購入をいただいたものがございます。

先ほどの学校施設等というところでございますが、個別受信機等を小・中学校、幼稚園、保育所等に配付してございます。この同報無線が発報された段階で、個別受信機のほうに情報が流れ、各施設のほうで情報を把握していただきまして、各施設の対応するマニュアルによりまして各その子どもたち等に情報を流すというふうなシステムになっております。

以上でよろしいでしょうか。お願いします。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 先ほどご質問のあったJ - A L E R Tと関連づけた学校における避難訓練等を行っているかというようなご質問だったかと思えますけれども、学校は今のところ、直接J - A L E R Tのシステムに関連づけた避難訓練ということは特に取り入れてはいないのではないかなと、このように思っています。

ただ、学校は、各学期最低1回の火災、あるいは地震、これを想定した避難訓練、これを実施をしております。各学校とも学校防災マニュアル、これを作成しまして、これに基づいて防災訓練等を現在のところ行っていると。しかしながら、今議員のほうからそういう訓練やっているのかと、こういうことでございますので、このシステム、これを活用した避難訓練等をまた各学校のほうに呼びかけていきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 中学校I C Tに関係いたしまして、小学校の校務用を今回そろえるというような補正、そして議員からは、それでは小学校のパソコン教室は今どうなっているのか、そのサーバ等はどこにあるのか、そういうふうなご質問かと思えます。

現在、7小学校にP C教室がございます。これは、既に単独で稼働しておりまして、サーバについてはI K Cにおいてやっております。それで、今回私どもお願いしておりますのは中学校のシステム、その中に小学校の校務P C教室のシステムを組み込むということで計画をさせていただいているところでございます。

万が一の場合にはどうなるのかということのご質問があったと思うんですが、これにつきましては、補修等につきましてすべて導入業者でございます日興さんにやっていただくというようなことで考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 大久保婦久子さんの1,000万円については旧澤村邸というお話がありましたけれども、ご承知のように、大久保婦久子顕彰基金条例というのがございまして、この大久保婦久子氏の作品の有効利用及び皮革工芸技術の伝承を図るために、大久保婦久子顕彰基金を設置するという目的がございまして。今回、今現在、先ほど企画財政課長のほうから説明もございましたように、970万2,755円の基金があるよと。今回、この1,000万円を積むことによって、1,970万2,755円になるわけでございますけれども、確かに今旧澤村邸の改修計画というのがございまして、ここに作品展示等も今予定をしているところでございまして、旧澤村邸の改修計画にも当然使うこともできますし、ほかに大久保婦久子さんの皮革工芸技術の伝承を伝える何かがあれば、そこにも使えと。旧澤村邸だけでなく、ほかにもこの大久保婦久子の顕彰基金は使えるということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 2,000万円でございますけれども、医師確保の寄附講座のほうに入れるのかというようなご質問だったと思いますけれども、まだそこまで行き先が決まっているわけではございませんで、まずうちのほうは共立湊病院組合にこの2,000万円を振り込むというか、そういう予定であります。じゃ、そこから先どこに行ってもわからなくなっちゃうのかということになりますけれども、それはしっかりと医師等の確保ということをも明記した覚書等のものを交わして、やっぱりそれは監視していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 先ほどパソコンシステムというのがいろいろ名前があって、これは関連づけられているかというような話でございますけれども、各課ごとにいろいろな特殊なその個々の業務がございまして。税務課としては、今回緊急地域雇用対策事業でGISといたしまして、航空写真をつくって、その上に公図を乗せて、その中に属性とって、いろいろな所有者とか地目、山林とかというものを一発で検索できるようなシステムを今つくっています。それを総称してシステムという名前を使っています、各課それぞれみんなシステムというのがついているんじゃないかなというふうに思います。

市役所ですと、一番大きなシステムは基幹システムとって、税とか会計とか、そういう

大きなものがあると思いますけれども、それとは税務課のものについてはもっと小さな今言ったGISというものを限って実施していくというような形という意味でここに記されているのがそうだと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） J - A L E R T に関してなんですけれども、例えばここに市役所本体は伝わったときには、それはどういうふうに伝わるんですか。館内放送みたいなものがあるんですか、市役所全体には。だから、そういう意味で、学校関係でもそういうふうにはぱっと校内で館内放送をすとかというふうなことはやっているんですか、それともやっていないんですか。そこら辺のところをJ - A L E R T でもう一回教えてください。

それと、病院のことなんですけれども、寄附講座というのがどういうものなのか。言葉としては聞いていますけれども、まだ確定してはいないというんですが、それがどういうものなのかちょっとわかりませんし、それを通じてどういうふうな形で新しい病院の確保にそれが使われていくのか、役に立っていくのかというふうなことについて、もう少し詳しく教えていただければなというふうに思います。

それとあと、別のあれなんですけれども、子育て支援センターで今度新しくホームページをつくるというふうなことが予算に載っていますが、これは具体的にはどういうふうな、そのためのホームページをつくるための予算、サーバだけじゃなくして、立ち上がりそのものも予算化していますよね。そこら辺どういうふうな形で、何らかの業者を入れてつくるのか、そしてその後の維持管理というのは、これは下田市のホームページの中の一つに入るのか、それとも全然別個の支援センター独自のホームページ、下田市のホームページとは別のものとしてずっと立ち上がっていくのかどうなのか、そこら辺のところを教えてください。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） J - A L E R T 関係の館内放送についてということですが、J - A L E R T の受信機につきましては、システム的に建物の中にその機械を置いて館内放送のということで設備を設ければ館内放送ができるような機械ではありますが、下田市の場合、市の庁舎内には同報無線から発報された情報を受けて、個別受信機等で館内に聞こえるような放送はしております。個別受信機は、市のロビーのところに設置してございますので、ちょっとご覧いただければと思います。

それで、学校関係につきましても、一応個別受信機等で受信をしたものを情報として学校

関係職員が受けて、それを館内に情報を流して避難等を行うということをマニュアル等で規定されている部分があるかと思しますので、そちらのほうで対応していただくというふうに考えております。

一応以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 子育て支援センターのホームページにつきましては、建設までは、建設は福祉事務所のほうでお願いしているんですが、その施設の準備までは我々のほうで担当させていただいていますので、私のほうからお答えさせていただきます。

このホームページにつきましては、子育て関連情報の一元化というふうなことで、ホームページを独自に立ち上げます。当然、市のホームページとのリンクというようなものは張らせていただくようなことになろうかと思えます。そういうことで、各ボランティア団体さんとか、そういうところの情報をすべて一元化するというような目的で独自のホームページを立ち上げるということでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 寄附講座について、どういうことか詳しくということでございます。申しわけありません。それほど詳しいわけではございませんけれども、お医者さんを招聘するといえますか、確保するということについては、やはりある程度の報酬をその講座に入れるのではないかとこのように私は解釈しておりますけれども、お医者様の報酬をある程度払うのではないかと。そういう意味の講座を持っているのではないかと、大学病院等が。

すいません、市長が詳しいもので。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） すいません。担当が勉強不足みたいで。

寄附講座は、実際に前にも多分全協等で少し触れてお話をした経過があったかと思えますが、いわゆる今回指定管理者を受けたところが、聖マリアンナ医科大学のバック支援を受けてやるという中の計画の中に、院長予定者を派遣をしてもらおうという計画がされております。その中で寄附講座、今回聖マリアンナのほうにつきましては地域医療支援講座というような、いわゆる地域医療に対して聖マリアンナが先生を派遣をしてくれるという、こういう計画が盛り込まれておまして、先般、共立湊病院組合のほうから聖マリアンナ医科大学を訪問し

て、この辺について少し打ち合わせをさせていただいたという中で、いわゆる今言った2,000万円を予定しておるんですが、2,000万円を聖マリアンナ医科大学のほうに寄附をさせていただいて、向こうから院長予定者を派遣をしていただくと。こういうような連携をとるような仕組みを一応寄附講座というような形の中でやらせているという言葉の寄附講座という言葉。聖マリアンナとすれば、今までやっていなかった地域医療支援という講座を設けると。これに対して、病院組合として大体年間2,000万円ぐらいのお金を向こうへ渡して、院長クラスの先生を、当初の予定ではいわゆる助教授とか、そういうクラスの肩書きをつけた先生を派遣していただけると、こういうような話になってございます。

議長（増田 清君） 5番、3回目。

5番（鈴木 敬君） 寄附講座のコウという字は口ですか。それとも、学校の講座、ごんべんの構える、どっちですか。僕は、ずっとコウザって口だと思っていたもので、銀行口座の口座ですか、それとも学校の授業の講座、どっちですか。

それと、それによって、聖マリアンナ病院が医師の確保に協力してくれると。院長だけではなく医師も含めて、そういう意味で新しい病院の医師の確保に聖マリアンナ病院も支援してくれる、協力してくれるというふうに受け取ってもよいのでしょうか。そこら辺について、もう一度お願いします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 講座のコウは、勉強のほうの関係の講座、ごんべんのほうの。銀行の口座のコウザじゃなくて、そういう講座ということです。

それから、これはここで議会でまた議決をしていただければ、こういう金額もはっきり決まりますので、またそういう形で下田市から共立湊病院のほうに、一応寄附者の気持ちを受けて病院組合のほうに入れて、そこから今度は病院組合が正式にこのお金の使い方ということで、最終的に聖マリアンナ医科大学等々のほうの契約事項になってくるのかなというふうに思っています。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） 今の病院組合のことですけれども、これまず大久保さんは、採納願には3,000万円を大久保さんの基金に入れるということになっているということでしたけれども、それであるならば、まずこれはいつこの採納願があったのかということと、入金予定

はいつになりますか。

それと、当初の採納願を変えないというか、それで受け取るのであるから、下田市からこの科目として支出するのはおかしいんじゃないですか。その辺について、説明をお願いします。
議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） この3,000万円の件でございますけれども、当初は先ほども言いましたように、説明すると長くなるんですが、できるだけ簡単に報告をいたしますと、当初我々もまるっきり予定をしていないこの金額、ある一定のところで話がございました。新病院が建設できるという中で、下田市にできるんだから、寄附講座として一部事務組合へやるよりも下田市へやったほうがいいだろうという話が大分まとまってきまして、我々もそういうことであるならば、寄附者の好意としてしっかりと受けとめたいということで依頼の文書も出しました。これは、本当に望外な、望んでいなかった金額で、どこからか話がわき上がってきてまして、これはもう好意として、また下田市としても、寄附を受けることは本当にありがたいことだという姿勢の中で交渉をしてきました。

そうした交渉の中で、今言いましたように、新病院の医師確保の基金という我々も考えていたんですが、4人の遺言執行者の方の1人から寄附採納願が出てきました。内容的には、そこに大久保婦久子基金と書かれておりました。それで、私どもも、最初からの経過の話とちょっと違った寄附採納願が出てきたものですから、4人の方々と一生懸命その確認をさせていただきました。うち3人は、最初の話どおり、新病院の応援のためのところに使ってほしいと。ただ、その中では、新病院の中に大久保先生の作品を展示できるようなスペースをとっていただきたいと、これが寄附者の願いでありました。ところが、1人のほうは、それはそれで聞いたんだけど、新病院の医師確保、医師向上のための基金とは考えていないということで、残念ながら4人の方々の遺言執行者の意見が割れておりました。

それで、話の中では、3人が、じゃ民法上、3,000万円を4分の3と4分の1に分けたらどうかというような話も出てきたんですが、私どもとしてはせっかくの好意の寄附金でありますから、ぜひそれはもめないで、4人の方々の合意の中で寄附をしていただければという再度の何度となくお願いをしてまいりました。それで、できることなら、やはり後々いろいろな支障が生じる、問題が起きると困るので、寄附採納願をぜひそういう形に分けていただきたいというお願いもいたしました。それで、3人の方々はそれでも結構ですよということだったんですが、代表者といいますが、寄附採納願を出してくれた1人の方が、やはりこれについては大久保婦久子基金、大久保作品を生かす伝承のための基金に使っていただきたい

ということではなかなか合意ができなかったんですが、最終的には、せっかくの好意で4人がばらばらでは、受けるほうも大変困惑していると。ぜひ、気持ちよく受けさせていただきたい。また、気持ちよく寄附していただきたいという話の中でこれが合意ができて、4分の1とか4分の3とかと言わず、1,000万円は大久保婦久子基金にじゃ寄附しましょうと。それから、あと残りの2,000万円は、先ほど言った寄附講座でオーケーですよ。こういう4人の合意ができたものですから、今回こういう形で計上させてもらったところでございます。

なお、最初のいきさつはいろいろもっと早い時期にあったんですが、寄附採納願が来したのは今年の7月7日でございます。それで、何で今回に至ったかというのは、今私が語る説明したとおり、なかなか4人の方々の意見が統一できなかつた、合意できなかつたという経過がございまして、それまでの間、今言いましたような話し合い、また調整をさせていただいてやっとまとまったということで、今回12月定例議会での計上となったものでございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） いつ入金されてどの科目に入っているかということでございますけれども、入金日は7月8日です。それから、現在雑入で入金をしているという状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 採納願がいろいろもめて決まらなかったというの、当初はそうあったでしたら、採納願、今2,000万円、1,000万円になっているわけですか。今の新しい採納願というのはなっていますか。

それとあと、下田市から病院組合の医師確保基金に出すということはおかしいと思うんです。その辺はどうなんでしょうね。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今、議員のほうから3,000万円が2,000万円、1,000万円になったのかということでございまして、我々としても要望として寄附者の寄附採納願を出した方に、ぜひとも2,000万円、1,000万円の これは合意ができた後ですけども 寄附採納願に書き換えていただきたいということをお願いをしたんですが、その方がもう1回そういうふうに出してあって、これは書き換えないというような、単純に言えばそういう返事でした。我々としても、寄附者が好意で出しているものをこちらの都合だけで2,000万円、

1,000万円に書き換えてくれということをお願いしたにもかかわらず相手がそういうことであれば、これはもう無理強いをお願いするわけにいかないなということで、経過書をしっかりと書きまして、そして公文書として備えているわけございまして、これは先ほども言いましたように、委員会の中に、両委員会にそれぞれ経過がわかるように、書類を1部ずつ閲覧をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから……

議長（増田 清君） 下田市から繰り出すのはおかしいと。

副市長（渡辺 優君） はい。これは、先ほど来経過を申してありますように、その3,000万円のいきさつが、今言いましたように寄附講座へ入れてほしいよということでございました。その中には、やはり新病院に大久保婦久子先生の作品を展示するスペースをつくってほしいと、そういうことだけの条件といたしますか、願いでございました。ですから、我々としては、寄附者の意向に沿って、新病院の建設の中での医師確保の講座に入れると。そのときにも、先ほど言いましたけれども、できたら最初のいきさつからすると、直接一部事務組合にやらしてもらっても結構ですよという正直お話しした経過もございまして。そういう中で、下田に病院ができるんだから、一旦下田市へ入れるよということで、これもやはり相手側の好意でございますから、下田市が後々また2,000万円を一部事務組合へ出すということよりも直接のほうがいいのかないかなという思いもありましたけれども、これはやはり寄附者との話し合いの合意の中で、じゃ下田市で受けましょうという形でこういう形になっているのを経過として報告させていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに。

2番。

2番（藤井六一君） 今回の補正が4,400万円、そのうちの3,000万円が今話題になりました寄附の関係、これは非常に大きな金額になっています。ですから、当然そこに議論が集中するのは当然のことかと思っております。そこで、関連になりますけれども、二、三伺わせていただきます。

今、副市長からいきさつについての説明がございました。聞いていると、何となく説明しにくいというか、説明したくないような雰囲気伝わってくるわけなんですけれども、でも、これは重要なことだと思うんです。ですから、できたら時系列といたしますか、少し月日を入れた形での説明がほしいのかなというような気がいたします。

というのは、採納願が出されたのは7月7日、お金が入ったのが7月8日ということです。でも、採納願が出される前に既にこの話があったわけですね。あったからこそ、いろいろなやりとりがあって、最終的に採納願が出てきた。その最初話があったのはいつ頃かというと、そういう意味合いで時系列で説明があればもっとわかりやすいのかな、そういう気がいたします。

それから、一旦この採納願によって3,000万円下田市に入ったと。そのうち2,000万円を共立病院組合に寄附する。下田市は、共立病院組合に採納願を出したんでしょうか。その辺をもし出したとしたら、どういう内容で出したのか。ただやたらにお金をやるから、医師確保のために使いなさいよと。使い方についてはお任せしますよということなのか、きちんとその辺の手続がとられているのかどうか。

それから、今までの議論を聞いていますと、寄附講座へという、必ずしもそういう限定したものではありません。担当課長の答弁の中にもありましたけれども、行き先はまだ決まっていなかったというふうなお話がありました。でも、副市長の口からは寄附講座へということでした。恐らく、これは寄附講座へということの逆に言えば下田市からの指定寄附みたいな形のものじゃないのかなと思いますけれども、だとすると、手続上どういうものなのかな。自治法なんかでもこの関連のところを見てみますと、余り裕福でない自治体がよその自治体に寄附をするということが好ましくないというような記載もございます。下田市は、僕は決して裕福じゃないと思うんです、赤字団体とは言わないでしようけれども。そういうところが、ご自由にお使いくださいとって2,000万円の大金を寄附できる身分なのかな。そういうことを考えますと、もう少しきちとした手続をとって進めるべきではないのかな。そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、寄附なんですけれども、96条の議決要件を見ますと、負担付き寄附については議決を要するというふうに、たしかそういう表現になっていたのかなと思いますけれども、この寄附、指定寄附とか条件付き寄附とか負担付き寄附とかいろいろ言われていますけれども、寄附にはどんなような内容があって、そしてどういうものがこの議会にかけなければならぬのか、その辺を担当課で説明をしていただけたらお願いをします。

それから、先ほど副市長のご説明の中で、4人の遺言執行者といいますか、何か関係の方が4人いらっしゃる。そのうちお1人が大久保婦久子基金ということだったというんですけれども、4人の中で一番ご親族にといいますか、近い方といいますと、印刷会社の関係の方かなというような気がいたしますけれども、もしその4人のうちの3対1、1人もし差し支

えがないようでしたら、お名前を聞かせていただきたいな。どういう方が大久保婦久子基金ということで主張されたのか。伊豆地域、下田市のためにという主張をされたあと3人というのは大体わかるような気がいたしますけれども、その辺もし差し支えがないようでしたらお聞かせ願いたいなと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） まず、議員から説明しにくいというようなお話がございましたが、決して説明しにくいではなくて、我々としては望外な寄附をもらったということで、寄附者に対しては大変感謝をしております。だからこそ、この好意を余り、その遺言執行者4人の中で合意ができない、少しもめているということは、心情的にごたごたさせたくないという思いが私のほうにも強くあります。せっかくの好意でありますから、先ほど来言っておりますように、寄附者もできることなら4人が4人、中でトラブルがないように合意ができて、受けるほうもやはり寄附者の意向に沿ってしっかりと処分をさせていただきたい。そういう思いでこの寄附の関係は取り扱っております。ですから、今まで決して言いづらい、説明しづらいんじゃないんですが、その途中の経過は少しさて置いておいて、やはり4人の方々が合意になったよという中でのご理解をいただきたいなという思いがございますので、そういう姿勢といたしますか、私の答弁にかかっているのかなという、そういう思いです。ただ、決して説明しづらい事例ではございません。

そうした中で、下田市からの寄附ということで、当然議員が言われるように、寄附にはいろいろ種類がございまして、今回はいろいろ内部でも議論をいたしました。指定寄附とって、受けた2,000万円をそのまま自治体といたしますか、一部事務組合にやったほうがいいのかな、それともやはり寄附者の意向に沿って、一旦下田市に入ったものを負担金的なもので払ったほうがよいのかな、一般寄附はないだろうなといろいろ議論をした結果、指定寄附でもいいだろうという議論もありました。しかし、今回は寄附者の意向を踏まえて、管理者規約に沿った管理者間で話し合いができる特別負担金として今回は処置をさせてもらうということで今回出したものでございまして、当然負担付き寄附ではございませんので、議員言われるような特別の議決は必要ないというふうに判断をしております。

それから、下田市は裕福ではないのに何で寄附をとという疑義の点を申し述べておりましたが、これはもう言うまでもなく、相手側の好意による寄附でございまして、ぜひ講座のほうにと。また、結果として大久保婦久子基金という好意を全面的に受けるということで、下田市も1,000万円の積み立てができ、そして寄附者の意向に沿って一部事務組合の後の指定管

理者支援団体への寄附講座ということでございますので、下田市から税として出しているのではないと。寄附者の希望、意向に沿って処置をするということでございますので、裕福であるとか、ないとかの問題ではなからうかなというふうに思っております。

あと、時系列的にということでございます。大変申しわけありません。本当に経過を知っている人間でなければなかなか理解できない部分もあるかと思えます。そういうことで、明日の委員会にはしっかりとすべての資料を一部出させていただきますけれども、簡単に申しますと、4月9日の段階で、その前にいろいろと下田に新病院が建設されると。それについては医師確保のため、または医療関係の機能向上のために、言うなれば大久保婦久子先生のお姉さん、神谷ち恵さんという方がいるんですけども、この方が1,000万円前に寄附をしてくれまして、その原資をもとに基金が設立して立ち上がっているわけでございます。この神谷ち恵さんの、これは正規の相続人はいるんですけども、ある一定の金額を執行人として4人の方々が弁護士を1名、それから会社のオーナーといいますが、相談役が1名、その秘書役をやっていた方が1名、それから議員も今言われましたように、自分のご主人が印刷会社を経営していて、ご主人が亡くなられて自分が相続した資金というものも相当あったということで、それらについては金額は幾ら持っているか定かではございませんけれども、今回このような形で医師招聘、また医院へ3,000万円寄附した残りは、これは本人でないんですが、遺言執行者の4人のうちの1人から、残ったお金は日赤へ寄附したいというようなお話もございました。

そんな話が我々の知らないところで持ち上がっておりまして、これはもう大変助かると。新病院建設については何とか各自治体の負担なくして運営できるけれども、やはり当面今の共立湊病院においても何年間は寄附講座への支出をした経過もございまして、これはその方々の寄附を充てることがあればだれにとってもプラスになるなという思いの中で、4月9日に、そういう話が持ち上がった経過を踏まえて、共立湊病院組合のご寄附についてお願いという形を出させていただきました。これは、管理者、副管理者等々の連記で出させていただきました。そのときには、少し長くなって恐縮ですけども、5,000万円ぐらい寄附してもいいよというふうなお話もございまして、できたら大変地域医療のために大きな財源になるので、お願いしたいという依頼文書を出しました。

ところが、その遺言執行者の中でも話をされたんだと思います。突然、じゃ3,000万円を寄附するよというお話がございまして、先ほど言いましたように、寄附採納願が7月7日に申込書とともに送られてきました。そして、その中には、代表者が今言いましたように、印

刷会社の経理を担当していた部長でございます。遺言執行者の1人でございます。それで、その方が代表者で名前がありました。そして、下に神谷ち恵遺言執行者ということで、4人の方々の名前が連名で記載しておりました。それで、先ほど言いましたように、我々も、これは本当に大久保婦久子基金でいいんだろうかと。当初の話からするとちょっと違った寄附願の記載になっているなということで、これもそれぞれの方々に問い合わせをいたしました。うち、神谷さんの経理の方を除いて3人は、いやいや、今までのいきさつからすれば、これは新病院建設のための講座寄附という思いを持っているよと。ところが、その方は、いや、私は大久保婦久子作品を新病院に展示するということは聞いているけれども、それを丸々新病院のほうに寄附講座へ寄附するという思いはなかったということで、なかなか1対3の割合で話がまとまらずにきていたわけでございます。

そういう中で、先ほども説明いたしました、下田市としては、後々やはり寄附採納願にそう書かれているものを簡単にこちらでじゃこれは幾らということでできないと。これは、もう尊重しなければならないということでの前提で話をしてきたんですが、3名の方々は、いや、これは下田市へもう寄附したものだから、下田市の意向でもいいんじゃないですかという方もいらっしゃいました。しかし、今までの経過からすれば、当然病院側の寄附講座へ寄附してもらおうと。これが我々の望みですよという方もいらっしゃいました。そして、代表者のその印刷会社の方についてはなかなか、いや、事情はわかるけれども、私はそうは理解していない。大久保婦久子基金にぜひお願いしたいなということで、意見が1対3で割れておりました。

それで、先ほどもちょっと説明いたしました、じゃ4分の1、4分の3にしようじゃないかというような話にも一旦なってはきたんですが、しかし、我々としては、本当に予定しなかった好意のお金が入った中で、4人がトラブルになって、せっかく好意で寄附したのにもめるということは、これは絶対避けたいと、そういう思いがございまして、ぜひ4人中で合意に達するような折衝といたしますか、話し合いの場を持たせていただきました。でも、なかなか1人の方は病気がちで、もう病院へ入院するんだということで、できたら私もそちらへ伺って4人の方々と直接話をしたい思いがあったんですが、その段取りがなかなかできなかったわけでございます。でも、日は着々と過ぎていくし、早くこのお金を正式に会計上の処理をしなければならない。雑入に置いておくわけにいかないなという思いから、電話でやりとりをいたしました。そしてまた、一方では手紙を出しまして、こういう形で適正な処置をさせていただきたいというお願いもいたしました結果、最終的にその寄附採納願の代表

者の方も、4分の1と言わずに、1,000万円ならいいですよと、理解しますよと、そういう返事をもたらしたものですから、他の3人の方々にもその旨をお話ししたら、3人の方は、1人は弁護士で、それはもう下田市へ渡したんだから、下田市の意向でいいでしょう。2人の方は、下田市の意向でいいですよと文書で返答をくれました。そういう経過を踏まえて、何度も言っていますが、今回の予算の計上になったというものでございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 寄附にはどのような寄附があるのかというようなご質問でございます。

まず、一般寄附といいまして、使途が決まっていない寄附のことを一般寄附といいます。それから、今回の寄附がそうなんですけれども、指定寄附とって、逆にこれは使途が決まっているということで、ご質問にもありましたように、自治法の96条の負担付き寄附については議会の議決を要するよと。この負担付きの寄附というのは、指定寄附の中で法的な影響を伴うと。例えば、できなかったことにより解除条件が伴うよと、そういうふうに理解をしています。

議長（増田 清君） 答弁漏れございますか。いいですか。

2番。

2番（藤井六一君） 決して水を差して質問しているわけではございません。ただ、いろいろ手続があるかと思うので、後々問題を残さないような形で処理をしてほしいと、そういう思いがあったので、また委員会でも細部にわたっての審査をするようになりますので、またいろいろな意見も出てこようかなと思います。

そうしますと、1点だけ伺いたいんですけども、今回寄附についてのもちろん議案というものは一切出ていないわけですよ。寄附についてというか、要するに寄附に関する議会の議決というものは関係ないわけですよ。ただ、予算にその部分が、寄附されたお金が予算に含まれているということなんです。そうなりますと、これ以上議論することもないのかなと思いますが、これはこの先のことについてはまだ決まっていない、どう使われるかわからない。何か非常にあいまいな形で提案されたというか、進んでいるような気がしますので、先ほどの質問の中にもありましたけれども、特別負担という、正直私は初めて耳にしたんですけども、そういう形をとってまでも納めどころを、受け取ることを決めているというような、そんな感じがいたしました。今後は、何かそういうことがどうなっているんだろうというような疑問を持たれないような形で提案なりをしていただきたいな、そういうよ

うな思いがしております。

これで終わります。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時24分休憩

午後 2時34分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き質疑を続けます。

8番。

8番（土屋 忍君） それでは、4点ほど質問させてもらいます。わかりやすい質問をさせていただきます。

保育所の空気清浄機購入というのが細かく出ていまして、総額で70万円ぐらいかなと思うんですけども、インフルエンザ対策だと思うんですけども、これは見ますと、幼稚園のほうには空気清浄機というのが出てこないんですけども、これは保育所のほうの3歳未満対象で対応しようとしているのかどうかということと、インフルエンザ対応といいますが、今空気清浄機というのは加湿機能のついたものが一般常識的になっているわけですけども、その辺のものを購入する予定になっているかどうかということが1点です。

それから、消火器の話がありまして、庁舎のほうと学校のほうで出ているんですけども、庁舎のほうの話では、消火器も死亡事故なんか起きていまして、古くなったものをいたずらしてですね。そういうこともないように、取り替えというものをしていきたいという話があって、学校のほうでは詰め替えという話があったんですけども、決まりとして購入して何年したら取り替えるのか。何年までは詰め替えるけれども、何年したら取り替えるのかという、そういう決まりというもののようなものをつくってあるのかどうなのかということ。

私は、過去にそういう仕事に従事していたんですけども、詰め替えというのは大変人件費がかかるもので、近年では新しいものもかなり安く購入できるんじゃないかと思うんですけども、これは5年詰め替えが義務づけられているわけですけども、取り替えのほう安いとは言いませんけれども、かなり安くなっているのだから利点があると思うんですけども、その辺、金額面ではどういうふうな、取り替えると幾らだけれども、詰め替えるとどれくらいだから詰め替えをしているというようなものがわかったら教えていただきたい。それが2点目です。

3点目ですけれども、消防団の退職が40人だったけれども、それが16人になったので、662万9,000円の減が生じたという補正があるわけなんですけれども、退職の団員については年度当初というんですか、前年度にどれぐらいの人が退職を希望するかというものを調査すると思うんですけれども、40人がいきなり16人になった何か理由でもあるのかということを知らせていただければと思います。

それから、最後の4点目ですけれども、先ほどから出ている寄附の関係なんですけれども、私は市役所に寄附をしたことがないものですから、将来私の遺族が寄附をするかもしれないものですから、ちょっと参考までに聞きたいんですけれども、寄附採納願に1本で3,000万円というものがありましたということなんですけれども、それを歳入において総務費寄附金1,000万円、衛生費寄附金2,000万円というふうに1本のものが2つに歳入で分かれているということについての事務執行上特別問題はないのかという、その点だけ答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、保育所への空気清浄機の導入というようなことでございます。これにつきましては、企画財政課長からもご説明ございましたが、地域子育て創生事業というものが行われておりまして、その一環といたしまして今回追加で示されたものでございます。これにつきましては、保育所の1クラスについて、2万円のアルコール等の消毒関係でしょうかね、それと5万円の空気清浄機というようなことでクラスごとに割り当てが来ております。

すいません。ちょっと私もその加湿機能がついたものを今回予定しているかどうかという、ちょっとそこまで細かく担当とは話をしてございませんので、それは確認させていただきます。ただ、やっぱり保育室の大きさがそれぞれ違いますもので、どれだけの大きさの機能のものが1台あれば十分なのかということにつきましては、先日各学校にも、というような要望がございまして、その辺の教室の広さ、意外とあけっ放しなんです、学校にしる幼保にしる。そういうことになったときに、果たして加湿器がどうなのかなというようなやや疑問もあります。そういう中で、ましてや閉め切りにしてしまうと余計菌が蔓延するということもございまして、本当に十分な効果が上げられるのかどうか分かりませんが、これにつきましてはそういう目的で事業としてきておりますもので、対応させていただくものでございます。

幼稚園にも今回ないということなのですが、幼稚園でもそういう事業がこの12月議会の本当に始まる寸前で来ております。そういう中で、今回の12月補正に間に合わすことができなかったということがございます。これにつきましては、今後の対応を検討していきたいというふうに思っています。

そしてあと、小・中学校の消火器の修繕というようなことで上げさせていただいているわけなのですが、先ほど総務課のほうの予算内容について聞いていたときに、私どもも消火器の容器についての何年経っているのかなというのをちょっと私も気になりまして、これについては確認しなければいけないななんていうのを先ほどの説明の中で聞いていてちょっとメモしたところなんですけれども、やはりああいうような事故があってから、やっぱり古いということについては心配がございましたもので、その辺は確認させていただきたいと思っています。

そして、今回は、とりあえずは容器の取り替えではなくて、消火材の詰め替えというようなことで要望させていただいております。そして、新品のものと詰め替えではどのような金額的な差があるか、これについても調査してございませんもので、ちょっと確認はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 消火器の関係です。何年したら取り替えるのかという、そういう計画というのがつくってあるのかということと、取り替えと詰め替えの予算の金額の違いどうなのかということなんですけれども、今回総務課のほうで消火器についてお願いしてあるのは、9月の補正予算のときに実際お願いして認められたやつを今回、小学生が大けがをした事故とかを初め、全国的に消火器の破損事故が発生していると。このようなことから購入のほうに切り替えたということございまして、まずその単価の関係ですけれども、今回の庁舎でこの消火器を20本交換をする予定でおりますけれども、特に10型というのと20型というのとあるようございまして、10型を18本、20型を2本ということで予算計上にもお願いしているわけでございますけれども、これを逆に詰め替えでした場合、10型がこれ消費税抜きですけれども、1本当たり2,500円、これを購入した場合は2,500円が4,800円。それから、20型については、詰め替えの場合単価6,000円、これが購入にしますと1万1,000円ということで、これに消費税含めた形で9月の補正で約6万円、20本で詰め替えに6万円の予算が必要だったわけですけれども、これを購入することによって約11万4,000円、そのような金額

になっています。だから、大体1つ当たり倍近い数字になるのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） それでは、消防団の退職報償金の関係で40人が16人という関係でございますが、当初予算の確定する時期に、部長以上及び班長、これ26名程度が退職ではないかと。団員につきましては14名程度が退職ではないかということで予算措置をしましたが、予算確定後でないと退職人員が把握できないということでありまして、一応このような40人という予算を組ませていただいております。これにつきましては、市内消防団におきましては7分団、23部で動いております。実人員が380名という組織編成でやっております。各分団1名から2名程度の退職があるのではないかとということで40名ということを経済計上しましたが、実際班長以上が12名、団員が4名ということで16名の退職になったということで、今回補正で減額をさせていただくものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 失礼しました。1つちょっと忘れていました。今回、消火器具の関係なんですけれども、消火器具は点検をさせてもらっています。そのときの業者さんの指摘事項によりまして、消火器今回20本なんですけれども、庁舎内のほうは。もう新しいのに取り替えなさいというような指摘がありまして、今回予算計上をお願いしたということでございます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 寄附の件につきまして、2,000万円、1,000万円に分けたことに対しまして特に問題ないかということでございますが、これにつきましては、寄附代表者の意向としては、先ほど来答弁をさせていただいておりますように、寄附採納願3,000万円大久保婦久子基金というふうになっております。これに端を発しまして、何度か行政の立場とすれば、やはり4人の方々が同じ思いで寄附をしてくれたということであれば、それはもうそのとおりで間違いはないでしょう。ただ、4人がいろいろ内部で意思統一ができていないということからして、変な形でもめて、また寄附者同士でいがみ合いになることはぜひうちのほうとしても避けたい。そういうことで、採納願を出してくれた方に対しまして何度か2,000万円と1,000万円の分けた寄附採納願をお願いしたいという要請をいたしました。返事は正直言ってもらえませんでした。その結果、それでは後トラブルになる可能性があるな

ら、もう正直言ってうちのほうは 相手には言いませんけれども もうもらいたくない
など、そういう思いもありました。だけれども、せっかくの好意でありますので、最善を尽
くそうということで、何度となく相手側と話をしまして、最終的に代表者の方からの思いは、
これはまた何回も言いますように、文書を明日配りますけれども、私のほうから3,000万円
の入金にかかわる一連の経過については丁寧に話をし、理解を求めたと。気持ちとしては、
下田市にとって予定しなかった望外な寄附であり、寄附をいただいたことに心から感謝をし
ているとのことで、法律上どうこうは論じたくなく、皆さんが納得できる使途としたいと誠
意を持ってその方に私のほうから話しました。

その結果、代表者の方からは、気持ちはわかった。それなら、4分の1の750万円という
半端な額でなく、1,000万円を基金としてほしい。返信の文書は出さないが、今の話で了解
すると、そういう返事をいただいて、ただ電話だけでは私も不安がありますから、追伸で文
書の回答をいただけないのであるならば、私もこのやりとりを記録し、市長に報告し決裁を
得ておきますと。使途の件で笹山さんにはいろいろご迷惑をかけたことに、まことに申しわ
けありませんでした。笹山さんの意に沿うように努力いたします。決定いたしましたら、電
話で連絡させていただきます。今後ともよろしく願いいたしますと述べ、最後は気持ちよ
く電話を切ったと、こういうふうな経過書をしっかり決裁をもらいまして、相手が出さない
と言うんですから、これは無理やり、本当困るから、困るからと、それだけでは能がないな
ということまでこれをつけてありますので、特に大きなトラブルにはならないと。一連の経過
をぜひ理解をしてもらいたいと思います。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） それでは、1点目の空気清浄機のことについて、課長はあけっ放しの
ところだと余り効果があるかどうかということですが、確かにあけっ放しのところ
ですと、除湿機のほうで湿気が全部出るからというけれども、空気清浄機能もあけっ放しだと
なかなか対応できないかもしれないですけれども、やはり寝るときがあるじゃないですか、
やっぱり閉め切っている程度。そういうとき、本当に空気が汚れたというんですかね、充満
するには効果もあると思いますし、こういう時期ですから、できればできるだけ閉めて、
子供たちにそういうウイルスなどを蔓延させないということを細やかに配慮をしながら、こ
ういう機能のあるものをこういう時期だからこそということだと思いうんですけれども、有効
に活用することも必要じゃないのかなというふうに思います。

皆さんご存じのように、湿気が少ないとウイルスは蔓延するというふうになっています。

ということで、今世の中では加湿機能というものがもう空気清浄機にはセットでついているというのが一番はやりというんですかね、その時期になっておりますので、そういうものが予算内で買えるのであれば、そういうものを考えていけばよろしいわけですが、そこまで考えていないんだとしたら、そういうより有効的な機能のあるものを買うのも必要かなというふうに思います。

幼稚園は、上から話がなかったから考えていなかったということですが、幼稚園生でも保育園生でも、幼稚園生が元気で保育園生が体が弱いわけじゃないわけですから、同時に考えるべき内容じゃないのかなと思います。特別零歳、1・2歳のことを対象にしているんだとしたらともかくとして、やはり同じ子供ですから、対応を考えるべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺十分に検討してもらいたいなというふうに思います。

消火器につきましては、倍ぐらいかかるといってもそんなに高額な、もとの安い2,500円と4,800円ということですから、20型というのはほとんど学校にはありません。20型は、ボイラー室とかそういうところにしかありませんので、一般的にはもう全部10型で済んでいるわけですから、特に学校関係ですと、危険と隣り合わせで、もし何かあった場合の話ですが、古くなって点検というのは毎年やっているでしょうから、そういうものをしっかり見て、課長さんもいつもしっかり目を配らせて、ある程度古くなったものについては詰め替えよりは新しいものの方がいいわけですから、そういうことを対応してもらいたいなというふうに思います。

あと、寄附については副市長の熱い気持ちを、書類にはないけれども、もう間違いないものだよという説明を聞きましたので、納得させてもらいます、私は。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 何点かお尋ねをしたいと思います。第1点は、大久保婦久子基金がこここのところ出されていますが、むしろこの3,000万円は、大久保婦久子基金から寄附がされたということから考えますと、当然下田市にも基金があるわけですから、大久保婦久子さんの。そこに3,000万円を寄附したいと、こういうぐあいに言ってこられるのがだれが考えても妥当なところだと思うわけです。それを何か理由があって2つに分けた、こういうぐあいに受け取れるんですよね、副市長の経過を聞いていますと。本当にそういうことではなくて、4人のこの執行人の意見が食い違ってそうなったのかと、大変大きな疑問を経過から聞いてきますと、大久保婦久子基金から3,000万円が出ているわけですから、当然大久保婦久

子基金に入れてくださいと、こう考えるのが穏当というか、妥当なところだと思うわけです。それが、何で共立湊病院の寄附講座というんでしょうか、ドクターを派遣してもらって寄附講座に変わっていったのかというようなところがよくわからないというのが1点と、間違いのない説明なのかと念を押したいということが1点であります。

それから、もう一点は、この説明を聞いていきますと、大久保婦久子基金に1,000万円、共立湊病院への医師を派遣するための負担金というような言い方をしていますが、いずれにしても一般寄附ではないと。何に使ってもいいということではない。そういうところに振り分けるんだというこの性格からいきますと、これは一般寄附ではなからうと。特定寄附だ。だれが言っても、この寄附をいただいて、大変下田市のために、あるいは地域医療の改善のために使ってくれと、こういうことであれば異を唱える議員はいないと思うわけです。しかし、この出し方が、予算さえ出せばいいと。法の96条に定めるところの議会の議決を要する寄附であるということもこれまた明らかだろうと思うんです。そういうちゃんとした手続を議会の了承をきっちり得るという手続を踏まずに、何かこの経過表を書いて、それであればいいんだ。こういうことではかえって寄附者への不信感を招くということになるわけで、きっちり全員一致でこの寄附をいただければこうしたいという提案をいただければ、議会はみんなありがとうございます、そうしましょう、こういうことになると思うわけです。それが、何か霧がかかったような感じがするわけですね。そこら辺の法96条にかかわる部分は、当局の見解というのは議会運営上ちょっと異があるんじゃないかと、間違いがあるんじゃないかというような思いがいたします。再度議案として議会にきっちり出すべき案件ではなからうかと、こういう疑問を持っておりますので、その点についての答弁をお願いをしたいと思います。

2点目は、生活保護にかかわりますこの返還金が大分大きな金額になっていまして、850万円歳入のほうを受けて、622万5,000円ですか、歳出のほうで出すというぐあいになっておりますが、これは単年度のものであるのか、あるいは大変多くの人の返還があったのか、その原因について明らかにしていただきたいと。やはり、生活保護の大変な人たちが800万円からのお金を返せと言われるような事態というのは、その執行状況も異常ではないかというような気がするわけですので、その内容をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

それから、2点目は、13ページの子育て応援特別交付金、3歳から5歳でしたっけか、3万6,000円云々というこの制度が、政権が変わって減額せざるを得ないと。内容的には理解できるわけですが、この市民に与えた、住民に与えたこの思いというんでしょうかね。そう

いう痛みは、やっぱりこのお金をいただいて子育てに使うという予定の方もあったかと思うわけですが、この実態をどのように理解をしているかという点がありましたらお答えをいただきたいと。

また、ちょっと忘れていた点もありますので、1,922万1,000円のこの予算というのは、予算上何人ぐらいが予定だったのかというようなこともあわせて記憶があればお尋ねをしたいと思います。

次に、急傾斜地の県補助金が金額的には175万5,000円になっておりますが、どういう内容かということと、東海地震等想定されておりますので、急傾斜事業への市民の要望というのは多いんじゃないかと思うんですけれども、あわせてこの実態等々、建設課のほうで把握している部分があればお知らせをいただきたいと。

なお、後期高齢者の連合会の負担金の精算分だということで、1,362万4,000円ほど減額といたしますか、こっちに入ってくるという形になっているわけですが、後期高齢者の予算からしてこの程度は当然の額なのか、それとも後期高齢者の医療費が少なくてこの返還があったのか、この原因についてどのようにとらえられているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、ちょっと生保のところで言い忘れましたが、ホームレスの調査費が2万円だと。県からの補助金が出ておりますが、2万円ですという調査をされているのか、どういう枠組みの中でホームレスの調査が進められているのかという点をあわせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） すいません。議員、ちょっと1点だけ確認をさせてもらいたいんですが、基金から3,000万円が出ているなら、基金へ入れるべきだという今……

〔発言する者あり〕

副市長（渡辺 優君） わかりました。そういう意味ではなくて、先ほども言いましたが、神谷ち恵さんには正規の相続人が何人かいらっしゃいます。それは、私どもが知り得ることじゃないんですけれども、そこには多分相続人に分配はされたと思います。そうした中で、数千万円をどういう経過かわかりませんが、4人の遺言執行者が管理をするというお金があるということであって、大久保婦久子基金として積み立てた、または預金したものを4人が持っているという目的のお金ではなかったようでございます。ですから、先ほどもちょっと

言いましたが、話によりますと、下田市へ寄附をした残りについては日赤へ寄附をするというようなことを相手側からは聞いておりますけれども、沢登議員が言われるような向こう側が持っている基金が大久保婦久子基金ではないということでございます、1点目は。

それから、負担付き寄附ではないかということでございますが、これにつきましては先ほど来何度も説明をさせていただいておりますけれども、このいきさつは、我々の知らないところで話が進んでおって、当初新病院ができるということで情報が入りまして、先ほど言いましたように、病院管理者を中心にお願いの文書を出した経過がございます。事はここから始まっているわけでございます。内容的には、ちょっとこの文書を読ませていただきますけれども、管理者を中心に、神谷ち恵遺言執行者ということで、4人宛てに依頼文書を出しております。ちょっとそのポイントだけ読ませていただくと、さて、文化勲章受章者であります故大久保婦久子先生のご出身地が下田白浜というご縁もあり、医師、医療の過疎が顕著な伊豆南部唯一の公的医療機関である弊病院へ寄附について、遺言執行者の皆様から関係者に申し出があったと伺っております。財政力の乏しい病院組合にとりまして、先ほども言いましたが、総額5,000万円の寄附が可能であれば、慢性的な医師不足の解消に向けた政策資金として全額活用させていただきたくということと、また新病院内における作品展示施設の設置について、作品を所管する下田市との協議を進めておりますということもつけ加えてお願いをした経過がございます。ですから、最初の出だしは今言いましたように、間違いなく新病院での寄附講座への寄附をお願いしたという経過は先ほど来説明をしているとおりでございます。

そうした中で、突然と言え申しわけないんですけれども、向こうで協議をしたと思えますけれども、代表者、それで下に4人の遺言執行者名前を列記して、3,000万円の寄附採納願が出てきたという経過でございますから、それに対しまして今今回こういうふうな調整をしてきたご苦労をすいません、話させていただいているわけでございまして、これは決して負担付き寄附ではなくて、そのような指定寄附ということで判断をしております、これにはやはり寄附の意向をしっかりと確保するために、一部事務組合とは覚書等、また協定書になるか、今ちょっと調整していますけれども、多分覚書になると思えますけれども、その用途ということでの指定をして負担金として払うと、相手にやるという予定を立てているものでございまして、これについては96条に抵触するものではないというふうに思っております。

振り分けることに対しましては、これはもう何度も今説明をしておりますように、議員から言わせれば、そんな電話で。でも、相手も相手の事情がありまして、先ほども言いました

が、もう病院へ入院するという直前の中で急いでいたということもあって寄附をやったというのは、本人からではないんですけれども、他の遺言執行者からは聞いておりますが、これも又聞きですので、確かなあれじゃないんですけれども、そういう相手側もいろいろな事情があったかと思えます。我々のはかり知れないところもあると思いますし、再三言っておりますように、期待としては、また我々の望みとしてはぜひ2枚に分けてもらいたいということも申し入れをしたんですが、それはもう本人から書き換えはしないよと。ただ、了解をしたということで、これがもう最善ではないにしても、そういう状況の中では次善の策であったろうなというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 保護費の返還金の件でございます。歳入のほうで、現年度分で、平成21年度で830万円、過年度分で20万円で850万円の予算を計上させてもらっております。この返還金ですが、現年度分が15件で、主な返還理由です。年金、なるべくいろいろな年金とかもらえるものはもらってくださいということで、年金をもらうような指導をしております。それですもので、どうしても最終請求をしてもすぐに来ませんもので、2カ月さかのぼる遡及分がありますもので、そういうことでこの現年度分の830万円のうち6件が年金、それと交通事故の賠償金というのが1件、125万円。それと、アパートの敷金、転居するときの敷金の精算があって、それを返してもらおうという内容。それと、仕送り収入の未申告とか、そういうことで12月現在で820万円ありますもので、1年度分見込んで830万円の返還を見込んだものです。現在、既に820万7,000円の返還命令を出しております。特に、ですから、むしり取るとか、そういうことではなくて、そういう収入があったから返してもらおうということことです。

それで、歳出のほうの返還金の話もですね。こちらのほうは、返還金、生活保護法63条と返還金、それと78条の徴収金という制度があります。63条というのは窮迫をしまして、要するに緊急の場合、資産活用が将来できることがわかっていながら生保にしたケース。ですから、年金をもらえば生保、そういうことでやったのが63条。78条というのは、やはりいろいろな収入申告をしてもらわなければならないんですけれども、その辺で収入申告しなかった。それが、後からわかって、追っかけて返還命令を。こちらのほうが、ちょっと違法性が強いと、78条ですね。

こういう徴収制度があるんですが、決算のときにも説明をしたんですけれども、今まで入り高調定をしていました。実際に返してくださいと言っても、金が返ってこないわけです。

ですから、返還になりますと、本来国からもらう金からそれを控除しなければならない。その分が入った段階で引いていたわけです。それが、国の指導で強い指導がありました、特に、返還命令を出した段階で引きなさい。ですから、取れなければずっと入ってこないわけです。ですから、今まで入り高調定をやっていたわけですが、それを20年度で改めたわけです。今回、660万円ばかり返すわけですが、これは将来的に保護者から返してもらえば市の収入になりますし、取れなくても自治法の236条で5年の時効があります。時効になった段階でまた国からもらえるわけです。ですけれども、国はなるべく取れということで、そういう制度になりました。それが、今回の歳出のほうの分です。ですから、何年かかるかわかりませんが、必ず今回600万円返しても、それは全部本人から取るか、国から戻してもらおうかということですので、平成17年からそういうふうな制度にしろということで、国が至急に制度改革をやれと、その指導に従ったということで、とりあえず返していくということです。

それで、同じ項目にありますホームレスの実態調査です。2万円、消耗品費だけです。今、下田に昨年まで2人ホームレスがいたんですけれども、1人病院のほうへ入りまして、今板見に、漁港に1人おります。その辺の調査のための事務費2万円、100%国です。

もう一点、子育て応援特別手当ですね。影響があったかということですが、総選挙が終わりましたすぐに、あれ読売新聞ですか、民主党はこれやらないよというような記事が出ました。それが出てから、実を言うと補正にかけたわけです。県へ確認したら、10月1日からどうしても入っていかねばまずいからという指導がありまして、はらはらしながら実際は補正ですね。ですから、積極的な広報は一切していません。広報していません。それで、10月の半ばになりまして、完全にやめるという話になりまして、広報もしてなければ、ですから、ちょっとお知らせしたぐらいで、何の苦情もありませんでした。ですから、だれも期待はしていなかったんじゃないかと思っています。

よろしいですか。じゃ、以上です。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 急傾斜地対策事業の関係ですが、今回の地区につきましては吉佐美の多々戸地区ということで、国道から信号の交差点をおりてすぐ左右の12戸の対象区域です。防災事業を行う前に、急傾斜地区の指定を受けなければなりません。今回、その事前の指定を受けるための測量に伴う測量であると。

現在、下田市で防災事業を行っていますのは、柿崎の腰越地区、それから河内の諏訪地区、

同じく河内の入沢地区、それから大沢の市営住宅のところとの4カ所でございます。現時点では、その他の地区で新規の要望はまだ届いておりません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 広域連合の後期高齢者の医療の負担金の精算ということで、20年度のこれ精算になります。それで、概算納付した部分が2億500万円で、確定したものが1億9,200万円ということで、大ざっぱに1,300万円の戻しが来ると、返金が来るということとでございますけれども、このどうかということですが、始まったばかりで制度が定着していないのかどうか、大きいといえば大きい1,300万円の誤差があったということとでございますけれども、段々年を重ねていけばもう少し縮まるのかなとは思いますが、これが20年度最初の部分の差し引きということとでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございます。生活支援事業の2万円。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 応援手当の人数、498名で予算計上、3万6,000円。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 寄附金につきましては、当初共立湊病院の管理者ですか、及び副管理者が文書を出してお願いに行くと。その経過でこうなったんだと。そのところではご説明詳しくいただきましてわかりました。

ただ、実態として、この指定寄附だと、特定寄附ではない。こういう見解のようではありますが、ぜひとも当然予算に出れば議論の対象になるわけですので、きちり議会で議案として議論していただくというような姿勢も必要ではないかというふうな気もするわけです。要望としてつけ加えさせていただいて、終わりたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 生活保護費で聞こうと思ったんですが、今の説明で大体わかったんですけども、ちょっと確認で、生活保護費はまず19ページの雑収入の2、保護返還金850万円があって、ということは、これは生活保護を受けた人、先ほど言ったように年金が受給できたとか、交通事故の賠償金が入った等によって返ってくる分が、これは歳入としてこの分

が見込めるという理解でいいですよ、入るといふ。それに対して、入るので返すから、国庫からもらった分が29ページで国庫に歳出のほうで出すよということですよ。差額が、下田市が負担した分だから、それは残るよと。そこはそれでいいですね。

13ページに、歳入の国庫負担金で622万5,000円の減額があるんですけども、これは生活保護費が減るといふ見込みで減額予算を出したと思うんですが、現在その生活保護を受けている方の世帯数と人数と年間の見込み金額、この減額に何かの理由があれば減額の理由を。

それから、17ページで、市有地売却で蓮台寺、須崎2カ所で売却したということなんですが、売却の理由を質問します。

それから、33ページ、あずさ山の家管理運営事業で廃車手数料ということで1万3,000円が出ていたんですが、よく認識していなかったんですが、あずさ山の家の方に市所有の車があったということでもいいんでしょうか。今現在、あずさ山の家の方には市所有の車が何台あって使っているのかということと、使用料等はどうかということと、今回廃車したんだけど、それに代わる車は市のほうでは買わないのかどうか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 850万円の返還金、雑入ありますね。その分の4分の3が620……

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） そうですね。そういうことです。

それで、先ほどの返還金の話はまた別になります。もう既にもらってしまっていたんですけども。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） いや、850万円は今回、この分をもらいますので、その分は保護費から控除しなければならない。その補正が、622万5,000円を減額します。先ほど返還金を話したんですけども、そちらはもう既にもらってある。ですから、それを返さなければならないという話です。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） いや、まだもらうという予算が組んであったもので、850万円雑入に入ってきますもので、落とされたわけ。本来なら保護費の4分の3が予算計上してあるわけですけども、今回850万円返還金を載せましたもので、その分は当然入ってきませんから、今回減額の補正です。

先ほどの歳出のほうの660万円何がしは、既にもらってある金を経理の方法が国の言い方に従っていなかったということでお返ししなければならないという金額です。よろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 世帯数と人数、そういうところがわかったら答弁をお願いします。

福祉事務所長（清水裕三君） 今持っている数字がちょっと年度初めで今は大分状況が変わっていますから、申しわけないけれども、委員会のときでよろしいですかね。最新のデータをお渡ししますから。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 市有地売却収入に係るご質問でございます。これは、今、伊藤議員のほうも言いましたように、蓮台寺の字溝添にある水道敷としての法定外公共用財産35.95平米が、宅地と同一利用されていてその機能を喪失をしているということで、建設課においてこの用途廃止、表示及び保存登記がされまして、普通財産として総務課に引き継がれた財産を処分したと。それが、87万5,383円。

もう一つは、須崎字高山にある法定外公共財産47.04平米でございますけれども、既に水路としての機能を喪失しているということから、建設課において用途廃止、処分した分9万9,600円を受け入れるものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） あずさ山の家の市の車ですけれども、廃車する車1台だけです。それで、廃車した後ですけれども、購入予定はありません。

それと、使用料ですけれども、使用料はいただいております。

以上です。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） すいません。今、保護者の数が届きましたもので。

世帯数が223、人員が283人、10月末の数字です。これが最新です。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第84号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたし

ます。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第85号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第86号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 建設改良費が1億1,000万円少なくなって、これは入札の関係だと言いますけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 大きく変わったのはポンプ設備工事ということで、制限つき一般競争入札で執行しております。その入札の結果、設計額が4億4,000万円弱です。落札額が、3億760万円です。約7掛けぐらいというふうに理解願います。その関係で1億3,000万円ほど事業費が減ってきておりますので、それに関連する収益的収入・支出のところでは消費税が負担されませんので、そちらが消費税が3条予算が増えると。4条予算については、財源、企業債、それから消費税の資本収支調整額ですか、その辺が減ってくるよと、そういう内容でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） これは、落合浄水場のポンプ設置、今やっていた、この間見てきたあそこのポンプ、新規新しいポンプの設置の入札が約1億3,000万円見積もりよりも少なくなったということですか。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） そのようにすべて資料書いてあると思いますが、債務負担行為につきましてもポンプ設備工ということでお願いしております。落合浄水場耐震補強事業のポンプ設備工事関係が、入札により減額になったということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第87号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託をいたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

明日15日から16日まで各常任委員会の審査をお願いし、17日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時28分散会